

第2章 様式編（記載例）

様式一覧

様式番号	様式名	手続編 関連項目	頁
手続編「第2節 2 事前相談等」(p11)			
起1号	事務局との事前相談に関する準備調書		1
手続編「第2節 3 土地調書及び物件調書の作成」(p11～)			
起2号	土地調書	(2)	4
起3号	物件調書		12
土1号	委任状	(3)	66
起4号	市町村長から市町村職員への委任状	(4)	17
起5号	確認書	(7)	18
起6号	DV等による申請書等への現住所不記載申出書(起業者宛て)	(8)	19
起7号	DV等による申請書等への現住所不記載申出書(収用委員会宛て)		20
起8号	土地調書等作成後の権利者変更についての説明書	(9)②	21
手続編「第2節 4 裁決の申請及び明渡裁決の申立て」(p18～)			
＜裁決申請＞※明渡裁決申立てと共通の様式を含む			
起9号	裁決申請書, 添付書類一覧及び市町村別に次に掲げる事項を記載した書類	(1)④	23
起10号	事業計画書	(1)①	28
起11号	代理人選任書(収用手続全般)	(1)⑥/(2)③	31
起12号	土地収用法施行規則第17条第2号イ(第17条の6第1号)の規定による証明書	(1)⑦/(2)④	32
起13号	土地収用法施行規則第17条第3号による積算の基礎を明らかにする書類	(1)⑧	33
＜明渡裁決申立て＞			
起14号	明渡裁決申立書, 添付書類一覧及び市町村別次に掲げる事項を記載した書類	(2)①	34
起15号	土地収用法施行規則第17条の6第2号による積算の基礎を明らかにする書類	(2)⑤	39
＜参考資料＞			
起16号	住民票と異なる居所であることを示す説明書	(1)⑩/(2)⑦	40
起17号	交渉の経過がわかる資料	(1)⑭	41
起18号	土地評価及び算定額総括表	(1)⑮	42
起19号	起業者の審理説明資料	(1)⑲	43
起20号	土地収用法第79条の規定による物件の収用請求について	(2)⑩	47
＜特例申請等＞			
土2号	裁決申請請求書(起業者宛)	(5)①	67
土3号	補償金支払請求書(起業者宛)	(5)②	68
特1号	裁決の申請の特例(省略申請)	(5)①	54
特2号	省略申請の添付書類	(5)①	55
特3号	裁決申請書の添付書類の補充の通知文	(5)①	56
特4号	補充申請添付書類	(5)①	57
特5号	見積補償金支払書(起業者から土地所有者又は関係人宛)	(5)②	58
手続編「第2節 7 意見書の提出」(p31～)			
土4号	意見書	(2)	69

様式 番号	様式名	手続編 関連項目	頁
起 21 号	土地所有者等変更についての意見書	(4)①	49
起 22 号	住所変更についての意見書		50
起 23 号	明渡裁決の申立てに係る損失補償見積額についての意見書	(4)②	51
手続編「第2節 8 裁決手続開始決定」(p35～)			
起 24 号	代位登記(前提登記)の完了報告	(3)	52
手続編「第2節 10 審理」(p39～)			
起 25 号	起業者代理人の選任について	(2)	53
手続編「第2節 13 和解」(p45)			
特 6 号	和解調書の作成申請書(権利取得裁決)		59
特 7 号	和解調書の作成申請書(明渡裁決)		60
手続編「第2節 14 取下げ」(p45)			
特 8 号	申請一部取下書		61
特 9 号	申請取下書		62
手続編「第4節 3 協議の確認」(p52)			
特 10 号	協議の確認申請書		63

〈凡 例〉

起 号・・・起業者が作成又は土地所有者等に作成を依頼する様式

特 号・・・特例申請等の特別な場合に、起業者が作成又は土地所有者等に作成を依頼する様式

土 号・・・土地所有者等が使用する様式

チェックリスト一覧

番号	チェックリスト名	頁
手続編「第2節 2 事前相談等」(p11),		
<u>1</u>	裁決申請又は明渡裁決の申立てを行う前に確認すべき項目のチェックリスト	70
<u>2</u>	裁決申請に当たっての申請図書のチェック項目	71
<u>3</u>	明渡裁決申立てに当たっての申立図書のチェック項目	73
<u>4</u>	参考資料のチェック項目	75

(参考資料)

- ・ 土地収用制度のあらまし(p76)

事務局との事前相談に関する準備調書

※ 相談時期の状況に応じて、下記項目のうち可能な範囲について記載すること

1 起業者名

宮城県

2 事業内容

(1) 事業名

一般国道XXX号改築工事(〇〇〇地内から〇〇〇地内まで)及びこれに伴う附帯工事

※事業認定・認可(承認)を受ける予定又は受けたの事業の名称を記載してください。

(2) 事業認定(認可・承認)の告示日

令和X年X月X日(予定)

※事業認定・認可(承認)の告示日又は告示予定日を記載

(3) 工事着工予定時期

令和X年X月

3 収用又は使用しようとする土地の区域等

土地の所在		宮城県〇〇市〇〇字〇〇							
地番	地目		面積(m ²)					土地所有者 氏名	関係人氏名 (権利の種類)
	公簿	現況	公簿	実測	収用	使用	残地		
X番X	宅地	宅地	XXX.XX	XXX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	宮城 一郎	用地 花子 (抵当権)
(例)	山林	山林	XXX	未了	約XX	約XX	なし	不明 ただし、 (亡)宮城 二郎 法定相続人 (別紙のとおり)	用地 花子 (地上権)
(例)	雑種地	宅地	XXX	XXX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	持分2分の1 宮城 三郎 持分2分の1 宮城 四郎	なし
		雑種地		XXX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX		
備考	※実測面積は、平成X年X月調査時のもの								

4 土地に対する損失の補償見積額

地番	収用	使用	残地	権利の種類 持分等	氏名
	単価 (円/㎡)	単価 (円/㎡)	単価 (円/㎡)		
	総額 (円)	総額 (円)	総額 (円)		
X番X	XXX	XXX	XXX	所有権	宮城 一郎
	XX,XXX	X,XXX	X,XXX		
(例)	XXX	XXX	—	所有権 持分 2分の1	用地 太郎
	XX,XXX	X,XXX	—		
(例)	XXX	—	—	賃借権 権利割合 30%	用地 花子
	XX,XXX	—	—		
備考	価格時点：令和X年X月X日 鑑定の有無：有				

5 物件の概要（該当する方を■にしてください）

物件なし / 物件あり（→建物なし / 建物あり）

（物件の種類及び数量，物件所有者等）
 住宅（木造2階建，築XX年，延床面積XXX.XX㎡） 1棟 物件所有者 宮城太郎
 立木（庭木類等） X本 物件所有者 宮城太郎
 電柱 X本，架空線Xm 物件所有者 ○○株式会社
 給水設備 一式 物件所有者 ○○市水道事業管理者
 ・ ・ ・ ・ ・
 ・ ・ ・ ・ ・

6 明渡に伴う損失の補償見積額（該当する方を■にしてください）

見積り不要 / 見積り未了

見積り済み （ 移転補償： 円 取得補償： 円 ）

7 争点等

- ・ （例）土地所有者と補償金額が折り合わず，任意契約できる見込みがたたない。
- ・ （例）登記名義人の法定相続人のうち所在不明な者がいる。
- ・

8 申請までのスケジュール

手続等		実施予定	
・	申請図書の発注	不要	・ 未了 ・ 年 月実施済み
・	都市計画法 66 条による周知措置 (都計事業の場合のみ)	不要	・ 未了 ・ 年 月実施済み
・	土地収用法 28 条の 2 による周知措置	未了	・ 年 月実施済み
・	土地・物件調書の作成時期	未了	・ 年 月実施済み
・	土地・物件調書の署名押印, 立会い時期	未了	・ 年 月実施済み
・	仮申請 (仮申請書 1 冊提出)	令和 X 年 X 月頃提出予定	
・	本申請 (正 1+縦覧用 1+副 13=15 冊提出)	令和 X 年 X 月頃提出予定	
・			

9 収用委員会事務局からの確認事項 (該当があるものを■にしてください)

- 未成年者 成年被後見人 DV等による住民票取扱注意対象者
 境界争い 残地収用請求 外国人又は外国居住者 行方不明者

10 その他, 事務局への質問事項等

- ・ (質問事項等あれば, 適宜記載)
- ・
- ・

11 添付資料

- ・ 事業概要
- ・ 交渉経過
- ・ 相続関係説明図 など

○ 担当者名

担当部課名	土木部用地課〇〇班	
担当者 職・氏名 (ヨミ)	主事 用地 太郎 (ヨウチ タロウ)	
連絡先	電話	022-XXX-XXXX (代表) (内線 XXXX) 022-XXX-XXXX (直通)
	e-mail	yXoXuXtXi@pref.miyagi.lg.jp

土 地 調 書

- 1 起業者の氏名及び住所 ※2
氏 名 宮城県
 上記代表者 宮城県知事 ○○ ○○
住 所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 2 事業の種類 ※3
種 類 一般国道 XXX 号改築工事（○○○地内から○○○地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 起業地
イ 収用の部分
 宮城県○○市○○三丁目、○○四丁目、○○一丁目及び○○地内
ロ 使用の部分
 宮城県○○市○○三丁目、○○四丁目、○○一丁目及び○○地内
- 4 事業の認定の告示の年月日 ※4
令和X年X月X日
- 5 収用又は使用の手続を保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日 ※5
なし
- 6 土地所有者の氏名及び住所 ※6
持分2分の1
宮城 太郎
宮城県○○市○○三丁目X番X

持分2分の1
宮城 花子
○○県○○郡○○町○○字○○X番X号
 上記代理人
 宮城 一郎
 宮城県○○市○○区○○二丁目X番X
- 7 関係人の氏名及び住所 ※7
抵当権者
○○株式会社
 代表取締役 ○○ ○○
宮城県○○郡○○町○○字○○X番X

※1

8 土地の所在 ※8
宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用し、又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	所有権以外の権利の種類及び内容	権利者の氏名	実地の状況
X 番 X	宅地	XXX.XX	XXX.XX	収用 XX.XX 使用 X.XX 使用 XX.XX	抵当権 (平成 X 年 X 月 X 日 第 XXXXX 号受付)	〇〇 株式会社	宅地

上記により、土地収用法第 36 条第 1 項の規定によって土地調書を作成する。 ※9

令和 X 年 X 月 X 日

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

上記受任者 宮城県〇〇市〇〇字〇〇 X 番 X
宮城県〇〇土木事務所長 〇〇 〇〇

※10

添付書類
・実測平面図

立 会 人

土地所有者 ※11

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

土地所有者

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

関係人 (抵当権者)

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

土地所有者等から立会及び署名押印を得ることができず、法 36 条 4 項の規定により市町村職員が署名押印する場合の手書きの文面例

起業者は、土地所有者〇〇〇〇及び関係人〇〇〇〇に対し立会及び署名押印を求めたが、立会及び署名押印を得ることができなかった。

以上のことから、土地収用法第 36 条第 4 項の規定により署名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係

主幹 〇〇 〇〇 (印)

※ 土地所有者等が多数おり、調書内で各土地所有者に管理番号を付した場合は、土地所有者・関係人の表記を「No1, No5 から No7 までの者」などのように番号で指定しても可。

※ 立会及び署名押印を得ることができなかった理由は、実態にあわせて記載すること。(上記記載例のほか、住所・常居所不明のためなど)

※使用部分がある土地の実測平面図の記載例です。

実測平面図 S=1:500



座標求積表

地番 (C)56 (収用しようとする土地の面積)				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
A3	-172005.851	44354.031	90038.684960	5.059
A2	-172004.886	44349.065	182230.308085	16.385
A1	-172001.742	44332.983	109945.800320	0.695
Z232	-172002.407	44333.188	-899077.052640	20.520
Z233	-172022.022	44339.218	-904608.725636	0.823
B8	-172022.808	44339.459	-95684.554680	5.477
B7	-172024.179	44344.763	-186968.831282	11.958
B4	-172027.022	44356.379	-108140.852002	1.272
B5	-172026.618	44357.584	14682.360635	1.584
B6	-172026.692	44359.168	12509.285376	1.214
R14916	-172026.335	44360.328	877225.505975	20.315
Z234	-172006.917	44354.359	908599.044115	1.115
倍面積				850.973226
面積				425.486613
地積				425.48 m ²

地番 (D)56 (使用しようとする土地の面積)				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
A1	-172001.742	44332.983	-163455.712008	16.385
A2	-172004.886	44349.065	-182230.308085	5.059
A3	-172005.851	44354.031	-18761.755536	0.566
A4	-172005.309	44353.865	64534.873575	4.791
A5	-172004.395	44349.160	182275.051710	16.653
A6	-172001.199	44332.816	117659.296318	0.567
倍面積				211.445974
面積				10.722987
地積				10.72 m ²

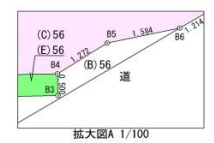
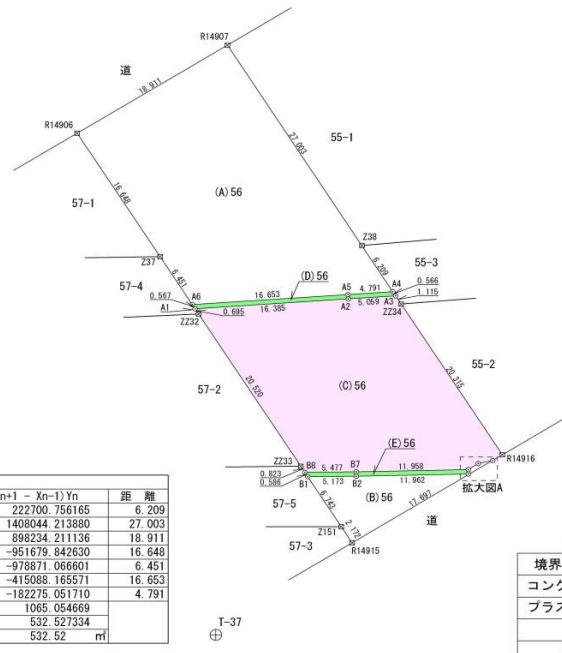
地番 (E)56 (使用しようとする土地の面積)				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
B1	-172023.369	44339.632	-82294.356992	5.173
B2	-172024.664	44344.641	-183542.469099	11.962
B3	-172027.508	44356.260	-104592.063438	0.500
B4	-172027.022	44356.379	147662.385691	11.958
B7	-172024.179	44344.763	186868.831282	5.477
B8	-172022.808	44339.459	35914.962600	0.586
倍面積				17.290044
面積				8.645022
地積				8.64 m ²

地番 (A)56 (残地面積) 使用しようとする土地 (D)を含む				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
A3	-172005.851	44354.031	-18761.755536	0.566
A4	-172005.309	44353.865	287235.629740	6.209
Z38	-171999.375	44352.040	1408044.213880	27.003
R14907	-171973.562	44344.105	898234.211136	18.911
R14906	-171979.119	44326.028	-951679.842630	16.648
Z37	-171995.033	44330.921	-978871.066601	6.451
A6	-172001.199	44332.816	-297428.869253	0.567
A1	-172001.742	44332.983	-163455.712008	16.385
A2	-172004.886	44349.065	-182230.308085	5.059
倍面積				1086.500643
面積				543.250321
地積				543.25 m ²

地番 (B)56 (残地面積) 使用しようとする土地 (E)を含む				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
B8	-172022.808	44339.459	35914.962600	0.586
B1	-172023.369	44339.632	-310667.801424	6.743
Z151	-172029.816	44341.613	-377879.225986	2.172
R14915	-172031.892	44342.252	138525.195248	17.697
B6	-172026.692	44359.168	233950.252032	1.584
B5	-172026.618	44357.584	-14682.360635	1.272
B4	-172027.022	44356.379	-39521.533689	0.500
B3	-172027.508	44356.260	104592.063438	11.962
B2	-172024.664	44344.641	183542.469099	5.173
倍面積				133.415075
面積				66.707537
地積				66.70 m ²

地番 (A)56 (残地面積)				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
A4	-172005.309	44353.865	222700.756165	6.209
Z38	-171999.375	44352.040	1408044.213880	27.003
R14907	-171973.562	44344.105	898234.211136	18.911
R14906	-171979.119	44326.028	-951679.842630	16.648
Z37	-171995.033	44330.921	-978871.066601	6.451
A6	-172001.199	44332.816	-415088.165571	16.653
A5	-172004.395	44349.160	-182275.051710	4.791
倍面積				1065.054669
面積				532.527334
地積				532.52 m ²

地番 (B)56 (残地面積)				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
B1	-172023.369	44339.632	-228393.444432	6.743
Z151	-172029.816	44341.613	-377879.225986	2.172
R14915	-172031.892	44342.252	138525.195248	17.697
B6	-172026.692	44359.168	233950.252032	1.584
B5	-172026.618	44357.584	-14682.360635	1.272
B4	-172027.022	44356.379	-39521.533689	0.500
B3	-172027.508	44356.260	104592.063438	11.962
B2	-172024.664	44344.641	183542.469099	5.173
倍面積				133.415075
面積				66.707537
地積				66.70 m ²



凡例

境界線の種類	記号	収用しようとする土地
コンクリート杭	⊕	
プラスチック杭	⊗	使用しようとする土地
鉄	⊙	
木杭	○	
基準点	⊕	

基準点座標一覧表

測点名	X 座標	Y 座標	備考
T-37	-172038.285	44325.491	プラスチック杭
T-38	-172007.625	44425.284	プラスチック杭

※基準点等の座標値は、震災に伴うパラメータ補正を行った世界測地系(測地成果2011)である

<土地調書：作成上の注意事項>

- ※1 1～4の項目は、事業認定（認可）の告示文に記載された内容を記載する。
- ※2 起業者の氏名は、代表者名も記載する。
起業者の住所は、庁舎等の所在地を記載する。
なお、起業者の代理人が申請する場合であっても、代理人の記載は不要
- ※3 都市計画法の事業認可又は承認を受けた事業の場合は、見出しを「2 事業の種類及び名称」とする。
- ※4 都市計画法の事業認可又は承認を受けた事業の場合は、見出しを「4 事業の認可（又は承認）の告示の年月日」とする。
- ※5 裁決の申請をする土地が、事業認定の手續保留を行った起業地内にある場合は、手續開始の告示年月日を記載する。それ以外の場合は「なし」とする。
- ※6 土地所有者は、登記名義に関わらず、真実の権利者を記載する。
土地所有者が多数いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙で土地所有者の一覧を付けることも可能

(例) 別紙

番号	氏名	住所	持分
1	宮城 太郎	〇〇県〇〇市〇〇字〇〇×番×	X分のX
2	宮城 二郎	〇〇県〇〇市〇〇字〇〇×番×	X分のX
3	宮城 三郎	〇〇県〇〇市〇〇字〇〇×番×	X分のX
・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

<土地所有者記載パターン>

- ・ 登記記録上の住所と住民票の住所が異なる場合

(例) 宮城 太郎

宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

ただし、登記記録上の住所

宮城県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇X番X

- ・ 住民票の住所と実際の常居所が異なる場合

(例) 宮城 太郎

宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

ただし、住民票の住所

宮城県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇X番X

- ・ 登記記録上の氏名と戸籍の氏名が異なる場合

(例) 宮城 太郎

宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

ただし、登記記録上の氏名 宮木 太郎

- ・ 登記名義人が死亡しているが、遺産分割協議未了等の理由により相続人間の相続分が特定できない場合

(例) 土地所有者不明

ただし、登記名義人宮城 二郎

登記記録上の住所 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

法定相続人 (別紙のとおり)

*別紙は上記の別紙の例から「持分」の項目を削除して作成

なお、法定相続人が少数の場合は、別紙ではなくそのまま列挙することも可

- ・ 土地所有者の住所・常居所が特定できない場合

(例) 宮城 太郎 住所・常居所不明

ただし、判明した最後の住所地 〇〇県〇〇市〇〇字〇〇X番X

*ただし書きの部分は調査の過程で、過去の住所が判明した場合などに記載

- ・ 境界争いなどの理由により土地の帰属をめぐって争いがある場合

(例) 土地所有者不明

ただし、

宮城 太郎 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

又は

宮城 次郎 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

※7 関係人は、登記名義に関わらず、真実の権利者を記載

記載方法は、土地所有者の場合に準じるが、氏名の前に何の権利者であるかを明示する (使用権者、地上権者など)。

残地又は残地に存する物件のみに権利を有する者についても、記載が必要である。

- ・ 権利の存否をめぐって争いがある場合

(例) 借地権存否不明

ただし、

借地権者 宮城 太郎 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

又は

借地権者 なし

※8 以下の点に留意しつつ記入する。

- ・ 「土地の所在」、「地番」、「地目」は、登記記録上のものを記載する。
- ・ 「実測地積」は、地目に関わらず小数点以下第2位までを記載する (第3位以下は切捨て)。広大地のため残地の実測をしない場合は、「広大地のため実測せず」と記載する。
- ・ 「収用し、又は使用しようとする土地の面積」は、収用と使用で分けて表示する。また、同じ収用 (又は使用) でも、複数の独立した範囲に分かれている場合は、合計値ではなくそれぞれの面積を記載する。さらに、土地の部分ごとに使用の方法及び期間が異なるときには、使用しようとする土地の面積の内訳を区分して記載した上で、「実地の状況」欄に各土地の部分に係る使用の方法及び期間を記載する。
- ・ 「所有権以外の権利の種類及び内容」は、権利の種類のほか、登記された権利であれば、登記記録の受付年月日及び受付番号を記載する。また、契約の目的、存続期間、賃貸料等も記載することが望ましい。
なお、権利がない場合は「なし」とする。

- ・ 「権利者の氏名」は，所有権以外の権利の権利者の氏名を記載する。
- ・ 「実地の状況」は，現況地目を記載する。その他，不法占拠者や準関係人がいる場合は，その旨を記載する。
- ・ 表に記載しきれないときは，表の下に注書きを入れることとしてもよい。この場合，関連する表項目に符合を付し，対応関係を明らかにするなど分かりやすく記載する。

※9 測量等が著しく困難な場合に法第 37 条の 2 の規定により作成した場合は，なお書きでその旨も記載する。

(例)

なお，本調書は，土地所有者が土地収用法 35 条の規定に基づく立ち入り（又は署名押印当）を拒んだので，土地収用法第 37 条の 2 の規定に基づき作成した。

※10 事務委任などの理由により，起業者の代理人が土地調書を作成する場合は，起業者の表示の下に代理人の住所・氏名及び代理人であることを記載する。

なお，代理について法令等に授權の定めがない場合は，別途委任状が必要となる。

※11 署名押印を求める人数に応じて，署名押印欄を設け，土地所有者と関係人の別を明記する。

なお，土地所有者等が多数いる場合は，署名押印を求める際に管理しやすいよう，署名押印欄の横に別紙などで各土地所有者に付した番号を記載してもよい。

求める押印は，認印や拇印でもよい。

土地所有者の代理人に署名押印してもらう場合は，土地所有者の頭名と代理人であることを明らかにした上で，署名押印してもらう

(記載例 1)

土地所有者

用地 太郎 ○○県○○市○○字○○X番

氏名 上記代理人 用地 花子 印

住所 宮城県○○市○○字○○X番X

(記載例 2)

土地所有者

氏名 青葉 光 宮城県○○市○○字○○X番

住所 青葉 光 未成年者につき

法定代理人（親権者） 青葉 繁 印

宮城県○○市○○字○○X番

法定代理人（親権者） 青葉 薫 印

宮城県○○市○○字○○X番

※12 法務局における地積測量図の取扱いに準じて作成する。

縮尺は1/100 から1/1,000 程度とし、収用予定地を「薄赤」、使用予定地を「薄緑」で着色する。着色の意味が分かるよう、凡例も入れる。

※その他

- ・ 事後に差し替えができないよう調書は袋とじとし、袋とじ部分に押印する。
- ・ 土地所有者及び関係人からの異議の申し出や市町村の職員による署名押印のための記入スペースを十分に確保する。
- ・ 空中使用や地下使用の場合は、立体図等により使用の範囲を明示することが望ましい。

物 件 調 書

1 起業者の氏名及び住所 ※2

氏 名 ○○市
 上記代表者 ○○市長 ○○ ○○
住 所 宮城県○○市○○二丁目X番X号

2 事業の種類及び名称 ※3

○○広域都市計画道路事業X・X・X号○○○○号線

3 起業地

イ 収用の部分

宮城県○○市○○三丁目、○○四丁目、○○一丁目及び○○地内

ロ 使用の部分

宮城県○○市○○三丁目、○○四丁目、○○一丁目及び○○地内

4 事業の認可の告示の年月日 ※4

令和X年X月X日

5 収用又は使用の手続を保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日 ※5

なし

6 土地所有者の氏名及び住所 ※6

土地所有者不明
ただし、登記名義人 宮城 十兵衛
登記記録上の住所 ○○県○○市○○字○○X番X
法定相続人（別紙のとおり）

7 関係人の氏名及び住所 ※7

物件所有者

用地 三郎
○○県○○市○○字○○X番X号

物件所有者

用地 四郎
○○県○○市○○三丁目X番X号

抵当権者

○○信用金庫
代表理事 ○○ ○○
宮城県○○郡○○町○○字○○X番X

※1

8 物件がある土地の所在

宮城県〇〇市〇〇字〇〇 ※8

地番	物件の 番号	物件の種類 (大きさを含む)	数量	物件の所有 者の氏名	所有権以外 の権利の種 類及び内容	所有者以外 の権利者の氏名	実地の 状況
X番X	1	居宅(木造かわらぶき2階建て, 床面積140.56㎡)	1棟	用地 三郎	抵当権 (昭和XX年X月X日第XXXX号受付)	〇〇信用金庫	収用地内
	2	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
	3	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
	A-1	スギ(高さ5m, 幹周30cm)	1本	用地 四郎	なし	—	収用地外
	A-2	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

上記により, 土地収用法第36条第1項の規定によって物件調書を作成する。 ※9

令和X年X月X日

起業者 宮城県〇〇市〇〇二丁目X番X号
〇〇市
上記代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

※10

添付書類

- ・建物実測平面図 ※11
- ・物件配置図

立 会 人 ※12

土地所有者（番号 X）

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

_____ 年 月 日

（上記署名欄を法定相続人の数分挿入）

※番号は別表等で法定相続人等に管理番号を付した場合に入れると管理しやすい。

関係人（物件所有者）

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

_____ 年 月 日

関係人（物件所有者）

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

_____ 年 月 日

関係人（抵当権者）

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

_____ 年 月 日

土地所有者等から立会及び署名押印を得ることができず、法 36 条 4 項の規定により市町村職員が署名押印する場合の手書きの文面例

起業者は、土地所有者〇〇〇〇及び関係人〇〇〇〇に対し立会及び署名押印を求めたが、立会及び署名押印を得ることができなかった。

以上のことから、土地収用法第 36 条第 4 項の規定により署名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係

主幹 〇〇 〇〇 (印)

※ 土地所有者等が多数おり、調書内で各土地所有者に管理番号を付した場合は、土地所有者・関係人の表記を「No1, No5 から No7 までの者」などのように番号で指定しても可。

※ 立会及び署名押印を得ることができなかった理由は、実態にあわせて記載すること。（上記記載例のほか、住所・常居所不明のためなど）

<物件調書：記載上の注意事項>

※1～6 土地調書の記載上の注意事項に同じ。

※7 関係人は、登記名義に関わらず、真実の権利者を記載する。

記載方法は、土地所有者の場合に準じるが、氏名の前に何の権利者であるかを明示する。(物件所有者、借家人など)

残地又は残地に存する物件のみに権利を有する者についても、記載が必要である。

※8 以下の点に留意しつつ記入する。

- ・ 物件がない場合でも、作成が必要。この場合、「物件の種類」になしと表示し、「実地の状況」には、現況地目を記載する(記載することがない項目は、「-」とする。)
- ・ 物件は原則として残地にあるものも含め全て記載する。
- ・ 「土地の所在」及び「地番」は、登記記録上のものを記載する。
- ・ 「物件番号」は、添付する物件配置図と照応するように設定する。
- ・ 「物件の種類」は、「数量」欄に記載する事項を除き、大きさ等、補償額の積算に必要となる事項を記載する。

建物の場合は、建物の種類、構造、屋根の種類、階数、床面積等を記載する。

(例)

建物の種類：居宅、店舗、寄宿舍、共同住宅、事務所、旅館等

構造：木造、土蔵造、石造、レンガ造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 等

屋根：かわらぶき、スレートぶき、亜鉛メッキ鋼板ぶき、草ぶき、陸屋根 等

階数：平屋建、2階建 等

床面積：各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。1平方メートルの百分の1未満の端数は切り捨てる。

- ・ 「所有権以外の権利の種類及び内容」は、権利の種類のほか、登記された権利であれば、登記記録の受付年月日及び受付番号を記載する。また、契約の目的、存続期間、賃貸料等も記載することが望ましい。

なお、権利がない場合は「なし」とする。

- ・ 「権利者の氏名」は、所有権以外の権利の権利者の氏名を記載する。
- ・ 「実地の状況」は、物件の現況や損失補償に当たり参考となる事項を記載する。
例えば、権利をめぐる争いの状況、収用し又は使用しようとする土地以外の土地にまたがって物件が存する場合、他の所有者の土地にまたがって物件が存する場合には、その旨及びそれらの土地の地番、当該物件の利用状況を記載する。その他、不法占拠者や準関係人がいる場合は、その旨を記載する。

※9～10 土地調書の記載上の注意事項に同じ。

※11 物件配置図は、縮尺は1/50から1/500程度とし、物件が収用地、使用地、残地のいずれの範囲に存するのかわかるように作成する。項目8で物件番号を付した場合は、物件配置図にもそれと照応する物件番号を記載する。

なお、物件が狭い範囲に多数密集し、個別に図示することが困難な場合は、囲みや線で物件の配置を図示する。

物件に建物がある場合は、「建物実測平面図」を作成し、建物の種類、構造、床面積、耐用年数、利用現況等を記載する。縮尺は、物件配置図と同様とし、1棟ごとに作成する。

※12 土地調書の記載上の注意事項に同じ。

署名押印を求める相手が、土地所有者であり関係人でもある場合には「土地所有者兼関係人（物件所有者）」などのように立場を明記する。

※その他 土地調書の記載上の注意事項に同じ。

【起 4 号】

委 任 状

所 属：〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係

氏 名：主幹 〇〇 〇〇

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

一般国道 XXX 号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用法（昭和 26 年法律第 216 号）第 36 条第 1 項の規定による土地調書及び物件調書作成に関して、同条第 4 項の規定により立会及び署名押印する権限。

令和 X 年 X 月 X 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

【起5号】

確 認 書

令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

土地又は物件に関する権利者

住所 ○○県○○市○○字○○X番X

氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○ 印

上記代理人

住所 ○○県○○市○○字○○X番X

氏名 株式会社○○○○

○○支店長 ○○ ○○ 印

宮城県○○市○○字○○X番Xにある○○○については、収用又は使用に伴う補償を求めないことから、収用手続には参加する必要がありませんので、今後の通知等は不要です。

確認書により、収用手続から外れることができる者は一部の公益事業者などに限られる。そのため、確認書を利用しようとする場合は、対象となり得る者が必ず事前に収用委員会事務局に相談すること。

申 出 書

令和X年X月X日

起業者 宮城県
上記代表者 宮城県知事 ○○ ○○ 殿

土地（物件）所有者

住所 ○○県○○市○○字○○X番X
氏名 ○○ ○○ 印

今後、貴殿が行う裁決の申請及び明渡裁決の申立てに関して、土地（物件）所有者として、下記のとおり申し出ます。

記

1 申出事項

裁決の申請及び明渡裁決の申立てにおける、次の①②の手續について、私の現住所を記載せず、別の場所を記載することを望む。

①土地調書、物件調書の住所の記載

②裁決申請書及び明渡し裁決申立書の添付書類「市町村別に次に掲げる事項を記載した書類」の住所の記載

2 上記1で現住所の代わりに記載する別の場所（○で囲む）

（住民票、除票又は戸籍の附票等公的書類で確認できる場所に限る）

ア 前住所

イ 前々住所

ウ その他 下記記載の場所

（ ）

3 現住所不記載を望む理由

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置を受けているため。

4 住民基本台帳事務における支援措置決定を受けている場合はその支援期間

令和X年X月X日から令和X年X月X日まで

5 添付書類

○○市からの住民基本台帳事務における支援措置決定通知書の写し

※ 住民基本台帳事務における支援措置決定を受けている場合は、そのことが確認できる書類（決定通知書の写しなど）を添付してください。

申 出 書

令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

土地（物件）所有者

住所 ○○県○○市○○字○○X番X

氏名 ○○ ○○ 印

私に関わる裁決の申請及び明渡裁決の申立てに関して、土地（物件）所有者として、下記のとおり申し出ます。

記

1 申出事項

裁決の申請及び明渡裁決の申立てにおける、次の①②の手續について、現住所を記載せず、別の場所を記載することを望む。

①裁決手續開始決定書正本及び公告の住所の記載

②裁決書正本の住所の記載

2 上記1で現住所の代わりに記載する別の場所（○で囲む）

（住民票，除票又は戸籍の附票等公的書類で確認できる場所に限る）

ア 前住所

イ 前々住所

ウ その他 下記記載の場所

（ ）

3 現住所不記載を望む理由

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置を受けているため。

4 住民基本台帳事務における支援措置決定を受けている場合はその支援期間

令和X年X月X日から令和X年X月X日まで

5 添付書類

○○市からの住民基本台帳事務における支援措置決定通知書の写し

※ 住民基本台帳事務における支援措置決定を受けている場合は、そのことが確認できる書類（決定通知書の写しなど）を添付してください。

説 明 書

※1

宮城県起業の一般国道 XXX 号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る裁決の申請書及び明渡裁決申立書について、土地調書及び物件調書作成後裁決申請及び明渡裁決申立てまでの間に土地所有者及び物件所有者に変更があったため、下記のとおり申立てます。

記

- 1 登記名義人の〇〇〇〇法定相続人のうち、変更があった者の氏名及び住所について
 - (1) 変更が生じた理由
令和 X 年 X 月 X 日婚姻による氏の変更がなされ、令和 X 年 X 月 X 日に転居したことを確認したため。
 - (2) 変更前（土地調書及び物件調書記載の氏名及び住所）
氏名：宮城 太郎
住所：宮城県〇〇市〇〇字〇〇 X 番 X 号
 - (3) 変更後（現在の氏名及び住所）
氏名：用地 太郎
住所：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 X 番 X 号
- 2 登記名義人の〇〇〇〇法定相続人のうち、変更があった者の住所について
 - (1) 変更が生じた理由
令和 X 年 X 月 X 日に転居したことを確認したため。
 - (2) 変更前（土地調書及び物件調書記載の氏名及び住所）
氏名：用地 花子
住所：宮城県〇〇市〇〇字〇〇 X 番 X 号
 - (3) 変更後（現在の氏名及び住所）
氏名：用地 花子
住所：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 X 番 X 号

3 経緯

年月日	内容
令和X年X月X日	宮城太郎及び用地花子へ土地調書・物件調書立会要請通知を送付
令和X年X月X日	立会いを実施（宮城太郎及び用地花子は不参加）
令和X年X月X日	〇〇〇のため、宮城太郎へ文書を送付したところ「あて所に尋ねあたりません」で返送
令和X年X月X日	戸籍（附票）を調査したところ、宮城太郎の姓と住所が変更されていることを確認
令和X年X月X日	用地花子へ電話したところ、住所が変更になった旨の申出
令和X年X月X日	住民票により用地花子が転居していることを確認

4 添付書類 上記変更を証する資料

- ・住民票 原本 及び その写し ※原本は還付を希望する。
- ・戸籍 原本 及び その写し ※原本は還付を希望する。

※ 本文の内容は、申請時の状況に応じて適宜修正すること。（例えば、明渡裁決申立てが未提出の場合は、明渡裁決申立てに関する部分は削除するなど）

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 ※1
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

裁 決 申 請 書

※2

令和X年X月X日事業の認定の告示があった一般国道XXX号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

<記載上の注意事項>

※1 起業者の代理人が申請する場合は、起業者の下に代理人の住所及び氏名を記載する。

(例) 起業者 東京都〇〇区〇〇〇×丁目×番×号
〇〇〇〇大臣 〇〇 〇〇
上記代理人 宮城県仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号
〇〇〇〇整備局 〇〇 〇〇

※2 事業認可を受けた事業や申請地の手続保留を解除した事業で申請する場合は、下記の例により本文を作成する。

(事業認可の場合)

令和X年X月X日事業の認可の告示があった〇〇広域都市計画X・X・X号〇〇〇線について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

(事業認定の手続保留解除の場合)

令和X年X月X日事業の認可の告示があり、令和X年X月X日手続開始の告示があった一般国道XXX号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

添 付 書 類

- 1 事業計画書
- 2 起業地及び事業計画を表示する図面
 - (1) 起業地位置図
 - (2) 起業地を表示する図面
 - (3) 事業計画を表示する図面
- 3 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 収用し，又は使用しようとする土地の所在，地番及び地目
 - ロ 収用し，又は使用しようとする土地の面積
 - ハ 土地を使用しようとする場合においては，その方法及び期間
 - ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所
 - ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳
 - ヘ 権利を取得し，又は消滅させる時期
- 4 土地収用法第 36 条第 1 項の規定による土地調書又はその写し
- 5 代理権限を証する書面の写し（法第 136 条） ※1
- 6 土地収用法施行規則第 17 条第 2 号イの規定による証明書 ※2
- 7 土地収用法施行規則第 17 条第 3 号の規定による積算の基礎を明らかにする書類

<記載上の注意事項>

※1 事務委任などにより，起業者の代理人が申請する場合や起業者の代理人が土地調書・物件調書を作成する場合には，事務委任規則の写しなどの代理権限を証明する書類を添付してください。代理がない場合は，添付不要のためこの項目ごと削除すること。（次項以降の見出し番号は繰上げ）

※2 土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所について，起業者が過失なくして知ることができないものがある場合は添付が必要となる。該当がない場合は，添付不要のためこの項目ごと削除すること。（次項の見出し番号は繰上げ）

市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在，地番及び地目

宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	地目		摘要
	公簿	現況	
X番X	宅地	宅地	
X番X	雑種地	公衆用道路	

ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	地目		面積 (㎡)		収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)		
	公簿	現況	公簿	実測	収用	使用	計
X番X	宅地	宅地	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XX.XX	XXX.XX
X番X	雑種地	公衆用道路	XXX	XXX.XX	XX.XX	-	XX.XX

ハ 使用しようとする方法及び期間

道路側溝の設置に伴い、隣接する土地を掘削するため、必要な範囲を工事期間中一時的に使用する。使用期間は明渡しの期限の翌日から1年とする。

空間使用の場合の記載例

1 使用の方法

(1) 使用の目的 〇〇〇トンネル構築設置

(2) 使用する地下の範囲 東京湾平均海面の上 39.01mから
東京湾平均海面の上 23.26mまで

(3) 荷重制限等

〇〇〇トンネル構築物を保全するため、使用する土地に建物その他の工作物を設置する場合の荷重は東京湾平均海面の上 39.01mにおいて1㎡当たり2t以下とする。

2 使用期間 〇〇〇トンネル構築物存続期間中とする。

ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	土地所有者		関係人		
	氏名	住所	氏名	住所	権利等の種類その設定年月日等
X番X	持分2分の1 宮城 太郎	宮城県〇〇市〇〇三丁目X番X	株式会社〇〇銀行 代表取締役 〇〇 〇〇	宮城県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇X番X	抵当権 (平成X年X月X日第XXXX号受付)
X番X	持分2分の1 宮城 花子 上記代理人 宮城 一郎	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇X番X号 宮城県〇〇区〇〇二丁目X番X			

ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳

(1) 損失補償の見積り (総括)

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	補償項目 氏名	1) 土地に対する損失の補償			2) 土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償 (円)	計 (円)
		①収用しようとする土地に対する損失補償金 (円)	②使用しようとする土地に対する損失補償金 (円)	③残地に対する損失補償金 (円)		
X番X	宮城太郎	XXX,XXX	XX	XXX		XXX,XXX
X番X	宮城花子	XXX,XXX	XX	XXX		XXX,XXX
計		X,XXX,XXX	XXX	X,XXX,XXX		X,XXX,XXX

※ 損失補償見積額の評価時点：事業認定の告示日 令和X年X月X日

※ 抵当権者株式会社〇〇銀行に対する損失補償については、個別に見積もることが困難であることから、土地収用法第69条ただし書により土地所有者に対する損失補償と一括して見積もった。

(2) 損失補償の内訳 ※1

1) 土地に対する損失の補償

①収用しようとする土地に対する損失補償金算定表

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	現況地目	A 収用しようとする土地の面積 (㎡)	B ㎡当たりの価格 (円)	C=A×B 土地価格 (円)	土地に対する損失補償金	
					土地所有者	損失補償金 (円)
X番X	宅地	XXX.XX	XX,XXX	X,XXX,XXX	持分2分の1 宮城太郎	XXX,XXX
					持分2分の1 宮城花子	XXX,XXX
X番X	雑種地	XX.XX	XXX	XX,XXX	持分2分の1 宮城太郎	X,XXX
					持分2分の1 宮城花子	X,XXX
計						X,XXX,XXX

(端数処理や一括見積りをした事情などを表下に注書きで適宜追加)

以下、①～③共通例

例) ※ 損失補償金の1円未満の端数：土地収用法第88条の2の細目等を定める政令第26条の規定により、四捨五入とした。

例) ※ 登記名義人〇〇〇〇については、相続人不明のため、損失補償金を各人別に見積もることが困難であることから、土地収用法第69条ただし書により一括して見積もった。

②使用しようとする土地に対する損失補償額算定表

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	現況地目	A 使用しようとする土地の面積 (㎡)	B ㎡当たりの価格 (円)	C=A×B 土地価格 (円)	D 年利率 (%)	E=C×D 1年間の使用料 (円)	F 使用期間 (箇月)	土地所有者	G=E×(F/12) 使用地の損失補償額 (円)
X番X	宅地	XX.XX	XXX	X,XXX	X	XXX	XX	持分2分の1 宮城太郎	XX
								持分2分の1 宮城花子	XX
計									XXX

(端数処理や一括見積りをした事情などを表下に注書きで適宜追加)

③残地に対する損失補償金算定表

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	現況地目	A 残地となる 土地の面積 (㎡)	B ㎡当たりの 補償価格 (円)	C=A×B 残地補償金 (円)	土地に対する損失補償金	
					土地所有者	金額 (円)
X番X	宅地	XX.XX	XXX	X,XXX	持分2分の1 宮城太郎	XXX
					持分2分の1 宮城花子	XXX
計						X,XXX

(端数処理や一括見積りをした事情などを表下に注書きで適宜追加)

2) 土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償

抵当権者株式会社〇〇銀行に対する損失補償金は、個別に見積もることが困難であることから、土地収用法第69条ただし書により一括して見積もった。

へ 権利を取得し、又は消滅させる時期

収用委員会の裁決の日の翌日から起算してX箇月を経過した日

<記載上の注意事項>

※1 補償金の算定に当たり権利割合などを考慮する必要がある場合は、適宜、表の項目を追加すること。また、表の計算式はあくまで標準的な例を示したものにすぎないため、起業者の計算式が表の計算式に当てはまらない場合は、適宜項目等の加除修正を行うこと。

事業認定申請書に添付する事業計画書の構成と同じであるため、事業認定を受けた事業の場合は事業認定申請書にした事業計画書を基に作成すること。以下は、事業認可の場合の記載例

【起 10 号】

事業計画書※1

1 事業計画の概要

〇〇広域都市計画X・X・X号〇〇〇〇線（以下「本路線」という。）は、〇〇市の中心市街地を南北に縦断する幹線道路として昭和X年X月に都市計画決定され、名称及び延長の変更等を経て、都市計画道路X・X・X号△△△線との交差部を起点とし、都市計画道路X・X・X号□□□線との交差部を終点とする総延長X,XXXm、代表幅員XXmの都市計画道路である。

本路線のうち今回事業を施行するのは、県道〇〇〇との交差部（〇〇〇地内）を起点とし、都市計画道路X・X・X号+++線との交差部（〇〇〇地内）を終点とする延長XXXmの区間（以下「本件区間」という。）である。

本件区間の整備事業（以下「本件事業」という。）は、市中心部の南北を連絡する道路交通ネットワークの強化を図り、〇〇〇することを目的として実施するものである。

なお、本件事業は令和X年X月X日付けで〇〇〇による都市計画事業認可の告示がなされており、令和X年X月X日付けで変更認可の告示がなされている。

【設計の概要】

起点 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

終点 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

延長 XXX.Xm

車線の数 X車線

2 事業の開始及び完成の時期

開始の時期 令和X年X月X日

完成の時期 令和X年X月X日

3 事業に要する経費及びその財源

(1) 経費

(単位：百万円)

費用	区分	本件事業に要する費用	本件事業に要する費用の内訳		
			令和X年度まで	令和X年度	令和X年度以降
工事費		X,XXX	X,XXX	XXX	XXX
用地費及び補償費		X,XXX	X,XXX	XXX	XX
その他		XXX	XXX	XX	X
合計		XX,XXX	X,XXX	XXX	XXX

(2) 財源 (単位：百万円)

国庫	X, XXX
県債	X, XXX
一般財源	XXX
その他	XXX
合計	XX, XXX

4 事業の施行を必要とする公益上の理由

本路線は、〇〇市の中心市街地を南北に縦断する重要な幹線道路である。

本件区間の存する〇〇地域の沿線は〇〇〇により、朝夕には著しい渋滞が慢性化している。また、当該沿線は住宅や病院等が立ち並ぶ地域となっており、〇〇小学校や〇〇中学校の通学路にもなっているが、歩道が整備されておらず、車道も狭小となっていることから、交通安全上の支障となっている。

このような状況を解消するため、本件事業は計画されたものであり、事業の完成により、〇〇〇〇され、交通安全性の向上が図られる。

以上のことから、本件事業の社会的・経済的効果は著しく、公益に資するところは極めて大きいものがある。

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

1) 収用の部分

地目	面積 (㎡)
宅地	X, XXX
田	X, XXX
畑	
原野	
山林	
その他	X, XXX
計	X, XXXX

2) 使用の部分

地目	面積 (㎡)
宅地	XXX
田	
畑	
原野	
山林	
その他	
計	XXX

(2) 起業地内にある主な物件の数量

種別 \ 項目	数 量	備 考
建物（住家）	XX	移転済み XX 戸
建物（非住家）	XX	移転済み XX 棟
計	XX	

(3) これらを必要とする理由

1) 収用の部分

これらの土地は、〇〇〇であり、本件事業を施行するために必要最小限度の土地である。

2) 使用の部分

本件事業の施行に伴う〇〇工事を実施するため、〇〇するものであり、使用する範囲は必要最小限度の土地である。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

本件事業は、主に近隣住民の生活道路や通学路として利用されている土地を活用して、歩道や十分な幅員を持つ車道を整備するものであり、整備により地域の交通安全性の向上を図るものである。

以上のとおり、起業地を本件事業に用いることは、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものである。

代 理 人 選 任 書

〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地

〇〇〇〇〇 (受任者名)

△△△ △△ △△

〇〇〇〇〇起業に係る〇〇広域都市計画道路事業X・X・X号〇〇〇〇〇号線に関し、土地収用法第136条の規定により上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- (1) 土地調書及び物件調書の作成並びにこれらのための立入調査に関する事
- (2) 協議の確認に関する事
- (3) 裁決の申請に関する事
- (4) 明渡裁決の申立てに関する事
- (5) 審理への参加に関する事
- (6) 意見書等必要な書類の提出に関する事
- (7) 和解に関する事
- (8) 権利取得裁決及び明渡裁決に係る補償金の払渡し又は供託等並びに供託の方法に関する事
- (9) 上記(1)から(8)に付随する一切の行為
- (10) 上記(1)から(9)までの事項に関して復代理人を選任すること

令和X年X月X日

起業者 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇〇

上記代表者 〇〇〇長 〇〇 〇〇 ⑩

規則第 17 条第 2 号イの規定による証明書 ※1

収用しようとする土地（以下「本件土地」という。）の登記名義人〇〇〇〇は、昭和X年X月X日に死亡しており、相続が開始していたため、戸籍等により法定相続人の調査を実施したところ、法定相続人がX人いることが判明した。

起業者は、法定相続人全員に対し、文書送付や訪問等により用地買収に関する意向調査を行ったが、応答がなかった者のほか、事業計画に反対と回答した者、本件土地や相続について全く知らないので関わりたくないと回答した者がおり、法定相続人間において相続に関する協議が調っていることも確認できない状態である。

以上、起業者として真摯な調査を行ったが、土地所有者を確定することは困難であり、今後も土地所有者の確定に見通しがたたないことから、「土地所有者不明 ただし、登記名義人〇〇〇〇 法定相続人」としたものである。

※1 明渡裁決の申立てに添付する場合は、題名を「規則第 17 条の 6 第 1 号の規定による証明書」とする。

※2 権利者の調査方法は、「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドラン（第 2 版）」（平成 30 年 11 月国土交通省総合政策局総務課）を参照（記載例あり）。

積 算 の 基 礎

補償金の積算に当たっては、以下の要綱等に準拠して算定した。

- ・「〇〇〇の公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）」
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償基準」（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償取扱要領」（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）

1 土地に対する損失補償金

(1) 価格時点 令和 X 年 X 月 X 日（事業認定（みなし）告示日）

(2) 価格決定の根拠

本件対象地の評価に当たっては、近傍類地の取引価格等を考慮して、起業者が算定した価格と、不動産鑑定士による鑑定評価格とを比較検討し、鑑定評価格をもって本件対象地の価格とした。

土地の所在	現況地目	m ² 当たりの価格（円）
宮城県〇〇〇〇〇〇字〇〇 X 番 X	〇〇	X, XXX
宮城県〇〇〇〇〇〇字〇〇 X 番 X	〇〇	X, XXX

(3) 収用しようとする土地に対する損失補償金の算定方法

前記（2）の本件対象地の価格に収用しようとする土地の面積を乗じて得られた額をもって、損失補償金とした。

(4) 使用しようとする土地に対する損失補償金の算定方法

〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償取扱要領第 XX 条の規定により、前記（2）の決定価格に使用しようとする土地の面積を乗じ、さらに年利率 X% を乗じた額をもって、損失補償金（1 年間の使用料）とした。

(5) 残地に関する損失補償金の算定方法

本件対象地の用地取得においては、一団の土地の一部を取得するため、残地が生じることとなる。この場合、当該残地に関して利用価値の減少、価格の低下等の損失が生じるときは、これらの損失額を補償する必要がある。

本件対象地は〇〇であり、残地はこれまでどおり土地の継続利用が可能であることから、価格の低下は生じないと判断し、残地補償はなしとした。

【起 14 号】

〇〇第 XXX 号
令和 X 年 X 月 X 日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

明 渡 裁 決 申 立 書

下記により，土地収用法第47条の2第3項に規定する明渡裁決の申立てをします。

記

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

一般国道 XXX 号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯
工事

3 土地の所在，地番及び地目等

宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	地 目		面 積 (㎡)		収用 (使用) しようとする土地の面積 (㎡)	摘要
	公簿	現況	公簿	実測		
X 番 X	山林	山林	XX	XXX. XX	収用 XX. XX 使用 XX. XX	

4 権利取得裁決の有無及び既にされているときは，その年月日

(例 1) なし

(例 2) 有り (令和 X 年 X 月 X 日)

添 付 書 類

- 1 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 土地の所在，地番及び地目
 - ロ 土地にある物件の種類及び数量
(物件が分割されることになる場合においては，その全部の物件の数量を含む)
 - ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所
 - ニ 土地収用法第 40 条第 1 項第 2 号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳
 - ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限
- 2 土地収用法第 36 条第 1 項の規定による物件調書又はその写し
- 3 代理権限を証する書面の写し（法第 136 条） ※ 1
- 4 土地収用法施行規則第 17 条の 6 第 1 号の規定による証明書 ※ 2
- 5 土地収用法施行規則第 17 条の 6 第 2 号の規定による積算の基礎を明らかにする書類 ※ 3

<記載上の注意事項>

- ※ 1 事務委任などにより，起業者の代理人が申請する場合や起業者の代理人が土地調書・物件調書を作成する場合には，事務委任規則の写しなどの代理権限を証明する書類を添付すること。代理がない場合は，添付不要のためこの項目ごと削除すること。（次項以降の見出し番号は繰上げ）
- ※ 2 土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所について，起業者が過失なくして知ることができないものがある場合は添付が必要となる。該当がない場合は，添付不要のためこの項目ごと削除すること。（次項の見出し番号は繰上げ）
- ※ 3 物件がない場合は添付不要のため，この項目ごと削除すること。

市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 土地の所在，地番及び地目

宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	地目	
	公簿	現況
X番X	宅地	宅地

ロ 土地にある物件の種類及び数量

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	物件の番号	物件の種類	数量	物件所有者	物件に関して所有権以外の権利を有する関係人		実地の状況
					氏名	権利等の種類及びその設定年月日	
X番X	1	居宅（木造かわらぶき2階建て，床面積140.56㎡）	1棟	用地 三郎	〇〇信用金庫	抵当権 (昭和XX年X月X日第XXXX号受付)	収用地内
	2	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
	・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
	A-1	アカマツ(高さ5m, 幹周30cm)	1本	用地 四郎	なし	—	収用地外
	A-2	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	土地の所有者		関係人					
	氏名	住所	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人			物件に関して権利を有する関係人		
			氏名	住所	権利等の種類及びその設定年月日	氏名	住所	権利等の種類及びその設定年月日
X番X	土地所有者不明 ただし，登記名義人 〇〇 〇〇 登記記録上の住所 〇〇県〇〇市〇〇 字〇〇X番X 法定相続人（別紙のとおり）	なし	—	—		用地 三郎	〇〇県〇〇市 〇〇字〇〇X 番X	所有権
						用地 四郎	〇〇県〇〇市 〇〇三丁目X 番X	所有権
						〇〇信用金庫 代表理事 〇〇 〇〇	宮城県〇〇郡 〇〇町〇〇字 〇〇X番X	抵当権（昭和XX年X月X日第XXXX号受付）

ニ 土地収用法第 40 条第 1 項第 2 号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

(1) 損失補償の見積り (総括) ※1

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	氏名	建物移転料 (円)	工作物移転料 (円)	立木移転料 (円)	動産移転料 (円)	移転雑費補償金 (円)	計
X番X	用地 三郎	XX,XXX,XXX	X,XXX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	X,XXX,XXX	XX,XXX,XXX
	用地 四郎	-	-	X,XXX	-	-	X,XXX
計		XX,XXX,XXX	X,XXX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	X,XXX,XXX	XX,XXX,XXX

(適宜追加) ※〇〇〇については、〇〇〇のため、損失補償金を個別に見積もることが困難であることから、土地収用法第 69 条ただし書により一括して見積もった。

(2) 損失補償の内訳

1) 建物移転料

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	取用しようとする土地又は残地の別	物件番号	物件の種類(大きさ等を含む)	単位	数量	金額(円)	物件所有者氏名	物件に関して所有権以外の権利を有する関係人		摘要
								氏名	権利の種類及びその設定年月日	
X番X	宅地	1	居宅(木造かわらぶき2階建て、床面積140.56㎡)	棟	1	XX,XXX,XXX	用地 三郎	〇〇信用金庫	抵当権 (昭和XX年X月X日第XXXX号受付)	
X番X	雑種地	2	・・・	・・・	1	X,XXX,XXX				
補償金額(消費税相当額を除く)①				計		XX,XXX,XXX				
消費税課税対象額②						XX,XXX,XXX				
消費税相当額③				②×0.1		XX,XXX				
補償金額				①+③		XX,XXX,XXX				

2) 工作物移転料

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	取用しようとする土地又は残地の別	物件番号	物件の種類(大きさ等を含む)	単位	数量	金額(円)	物件所有者氏名	物件に関して所有権以外の権利を有する関係人		摘要
								氏名	権利の種類及びその設定年月日	
・・・	・・・	・	・・・	・	・	・・・	・・・	・・・	・・・	
・・・	・・・	・	・・・	・	・	・・・				
補償金額(消費税相当額を除く)①				計		・・・				
消費税課税対象額②						・・・				
消費税相当額③				②×0.1		・・・				
補償金額				①+③		・・・				

3) 立竹木移転料

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	取用しようとする土地又は残地の別	物件番号	物件の種類(大きさ等を含む)	単位	数量	単価(円)	金額(円)	物件所有者氏名	物件に関して所有権以外の権利を有する関係人		摘要
									氏名	権利の種類及びその設定年月日	
..	
..				
補償金額(消費税相当額を除く)①					計					
消費税課税対象額②										
消費税相当額③					②×0.1					
補償金額					①+③					

4) 動産移転料

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	取用しようとする土地又は残地の別	動産の種類	単位	数量	単価(円)	金額(円)	物件所有者氏名	物件に関して所有権以外の権利を有する関係人		摘要
								氏名	権利の種類及びその設定年月日	
..	..	屋内動産	台	
..	..	一般動産	台				
補償金額(消費税相当額を除く)①					計				
消費税課税対象額②									
消費税相当額③					②×0.1				
補償金額					①+③				

5) 移転雑費補償金

(円)

氏名	移転先選定に要する費用	法令上の手続に要する費用	公告費, 移転旅費 その他雑費(円)	就業できないことにより通常生ずる損失	計	摘要
.....	
補償金額(消費税相当額を除く)①					計
消費税課税対象額②					
消費税相当額③					②×0.1
補償金額					①+③

ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

収用委員会による裁決の日の翌日から起算してX箇月を経過した日

<記載上の注意事項>

※1 補償項目や表形式は事案に応じて適宜修正を行うこと。

積 算 の 基 礎

補償金の積算に当たっては、以下の要綱等に準拠して算定した。

- ・「〇〇〇の公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）」
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償基準」（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償取扱要領」（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）」
- ・「補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会）」（令和 X 年度版）

	〇〇〇の公共用地の 取得に伴う損失補償 基準要綱（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）	〇〇〇の公共事業の 施行に伴う損失補償 基準（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）	〇〇〇の公共事業の 施行に伴う損失補償 基準の運用方針（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）	〇〇〇の公共事業の 施行に伴う損失補償 取扱要領（昭和 X 年 X 月 X 日〇第 X 号）
立木移転料	第 X 条	第 X 条	第 X 条	第 X 条
立木取得補償額	第 X 条	第 X 条	第 X 条	第 X 条

本件対象地上にある立木は、山林に生育する広葉樹の類であり、天然生林に区分されるものである。

移転料及び取得補償額を積算するに当たっては、「補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会）」（令和 X 年度版）の「[IV] 立木編」に基づき行った。

※

【損失補償見積金額比較表】

項目	損失補償見積金額	
	土地収用法第 77 条の規定による 移転料の見積り	土地収用法第 79 条の規定による 取得に要する価格の見積り
立竹木	XX, XXX 円	XX, XXX 円

土地収用法第 77 条の規定により算定した立木移転料と比較して、土地収用法第 79 条の規定により算定した立木取得補償額の方が安価であったことから、土地収用法第 79 条の規定により物件の収用を請求することとし、取得に要する価格を損失補償の見積額とした。

※ 法 79 条により物件収用請求をしようとする場合は、起 20 号の提出も必要となる。

住民票と異なる居所であることを示す説明書

下記の者については、住民票上の住所ではない場所に居住していることが確認されたため、居所を現住所として裁決申請します。

氏名 又は 名称： 宮城 太郎

居所（現住所）： 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X

住民票上の住所： 宮城県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇X番X

(経緯)

年月日	確認した内容
令和X年X月X日	住民票の住所宛てに文書を発送
令和X年X月X日	郵便局から「あて所に尋ねあたりません」で返送
令和X年X月X日	登記名義人〇〇〇〇の法定相続人の1人から、現在の居所を聴き取り
令和X年X月X日	上記で聴き取った居所宛て文書を発送
令和X年X月X日	本人から応答があり、送付先が現在の居所で相違ないことを確認

交渉の経過がわかる資料

登記名義人： 宮城 十兵衛

年月日 登記名義人との関係 相手方の氏名	交渉手段	交渉内容	
		相手方主張要旨	起業者主張要旨
令和X年X月X日 登記名義人の長男 宮城 一郎	説明会	①	②
令和X年X月X日 登記名義人の次男宮 城二郎の長男 用地 太郎	文書	②	① ②
令和X年X月X日 登記名義人の次男宮 城二郎の次女 用地 花子	訪問
令和X年X月X日 登記名義人の長男 宮城 一郎	電話
令和X年X月X日 登記名義人の次男宮 城二郎の長男 用地 太郎	訪問
令和X年X月X日 登記名義人の次男宮 城二郎の次女 用地 花子	文書
令和X年X月X日 登記名義人の長男 宮城 一郎	電話

土地評価及び算定額総括表

【標準地評価】

所在地 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X

標準地 地目	RX. X. X 決定価格 (円/㎡)	時点修正率	RX. X. X 事業認定告示日 評価額 (円)	備考
宅地	XX, XXX	-	XX, XXX	

【収用地補償額算定表】

所在地 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X

地目	標準地 価格 (円/㎡) (a)	個別 格差率 (%) (b)	収用地 土地価格 (円/㎡) (c=a×b)	収用面積 (㎡) (d)	収用地 補償額 (円) (c×d)	備考
宅地	XX, XXX	XX	XX, XXX	XXX	X, XXX, XXX	

【使用地補償額算定表】

所在地 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X

地目	標準地 価格 (円/㎡) (a)	個別 格差率 (%) (b)	使用地 土地 価格 (円/㎡) (c=a×b)	年利率 (%) (d)	使用 面積 (㎡) (e)	使用 期間 (箇月) (f)	使用地の 損失補償額 (円) (c) × (d) × (e) × ((f)/12)	備考
宅地	XX, XXX	XX	XX, XXX	X	XX	XX	XX, XXX	

※ 損失補償金の 1 円未満の端数：土地収用法第 88 条の 2 の細目等を定める政令第 26 条の規定により、四捨五入とした。

【残地補償額算定表】

所在地 宮城県〇〇市〇〇字〇〇X

地目	標準地 価格 (円/㎡) (a)	残地 格差率 (%) (b)	残地 価格 (円/㎡) (c=a×b)	収用地 土地価格 (円/㎡) (d)	残地補償 単価 (円/㎡) (e=c-d)	残地 面積 (㎡) (f)	残地補償額 (円) (e×f)	備考
宅地	XX, XXX	XX	XX, XXX	XXX	XXX	XXX	XX, XXX	

<記載上の注意事項>

※ 1 円未満の端数処理や補償単価の端数処理を行った場合には、表下にその根拠を明示すること。(内部規則等を根拠として端数処理を行う場合は、当該規則等の該当部分の写しを添付すること。)

起業者の審理説明資料

1 事業計画の概要について

一般国道 XXX 号（以下「本路線」という。）は、〇〇県〇〇市を起点とし、〇〇県〇〇市、〇〇県〇〇市などを経由して〇〇県〇〇市に至る延長 XXXkm の主要幹線道路である。

本路線は、沿線住民等との日常の生活交通に加え、～ 中 略 ～となっており重要な役割を果たしている。

しかしながら、本路線のうち、〇〇地内から〇〇地内までの延長 X.Xkm の区間（以下「本件区間」という。）は、〇〇〇のため地域の主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

このような状況に対処するため、本件区間を全体計画区間とし、道路構造令第 X 種第 X 級の規格に基づく X 車線の道路を整備する一般国道 XXX 号改築工事（以下「本件事業」という。）を計画したものである。

なお、本件事業は令和 X 年 X 月 X 日付けで〇〇〇による事業認定の告示がなされている。

2 裁決の申請及び明渡裁決の申立てに至った経緯について

収用及び使用しようとする土地の登記名義人〇〇〇〇は、昭和年 X 年 X 月 X 日に死亡しており、戸籍等の調査を行ったところその法定相続人は X 人いることが判明した。そのため、これらの者に対して事業へ協力依頼や相続に関する意向調査を文書等により実施したところ、X 人から事業協力及び法定相続分に応じた持分による補償について同意を得ることができたものの、他の X 人は事業に反対しており、残りの X 人からは回答を得ることができなかった。

以上の経緯から、このまま任意交渉を継続したとしても法定相続人全員から協力を得られる見込みは少なく、土地の取得は困難であると判断したため、裁決申請等を行うに至ったものである。

3 収用又は使用しようとし、明渡しを求める土地の所在等について

(1) 収用又は使用しようとし、明渡しを求める土地の所在、地番及び地目及び面積
土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地 番	地 目		面 積 (㎡)		収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)		
	公簿	現況	公簿	実測	収用	使用	計
X 番 X	宅地	宅地	XX	XXX.XX	XX.XX	XX.XX	XXX.X
X 番 X	雑種地	公衆用道路	XX	XX.XX	XX.XX	-	XX.XX

(2) 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

① 使用の方法 道路側溝の設置に伴い、隣接する土地を掘削するため、必要な範囲を工事期間中一時的に使用する。

② 期間 明渡しの期限の翌日から X 年

4 収用又は使用しようとする土地の所有者並びに土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその確認方法について

(1) 土地所有者

①住所及び氏名

土地所有者不明

ただし、登記名義人 宮城 十兵衛

宮城県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇X番X

法定相続人 X人

②確認方法

〇〇法務局〇〇支局備え付けの土地登記事項証明書により、登記名義人を確認し、その法定相続人は戸籍や住民票等により確認した。その上で、前記2のとおり法定相続人へ意向調査等を行ったが、土地所有者を特定することができなかった。

(2) 土地に関する権利を有する関係人

①住所及び氏名

なし

②確認方法

土地登記事項証明書に記載されている事項がなく、用地測量、任意交渉及び土地調書作成の各過程において、所有権以外の権利を有し、かつ補償を要する関係人がいるとの申出もないことから、いないものと判断した。

5 収用又は使用しようとする土地にある物件の種類及び数量並びに当該物件の所有者又は関係人の住所、氏名及びその確認方法について

(1) 物件の種類及び数量並びに当該物件の所有者の住所及び氏名

所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	物件の種類 (大きさを含む)	数量	物件所有者の氏名及び住所
X番X	ヤナギ (胸高直系 X cm, 高さ X. XXm)	1 本	土地所有者に同じ
	ミズキ (胸高直系 X cm, 幹周 X. XXm)	1 本	土地所有者に同じ

(2) 確認方法

現地調査を実施したところ、ヤナギなどの天然生林が生育していることを確認した。当該立木について、土地登記名義人の法定相続人に聴き取りを行ったが、管理者などは不明であった。また、当該立木は立木法により登記されたものではなく、現地に明認方法も施されていない。そのため、当該立木については、土地の定着物として土地所有者に帰属すると考えることが妥当と判断し、土地所有者を当該立木の所有者とした。また、関係人についても用地測量、任意交渉及び物件調書作成の各過程において、所有権以外の権利を有し、かつ補償を要する関係人がいるとの申出もないことから、いないものと判断した。

6 土地境界確定の経緯

令和X年に本件事業の用地調査の一環として収用対象地の土地境界測量を行い、境界杭の有無の確認及び筆界杭の復元及び用地幅杭の打設を行った。令和X年X月から令和X年X月にかけて隣接地所有者及び登記名義人の法定相続人から境界に相違ないことを確認してもらい、立会証明書に確認印をもらった。

7 土地調書及び物件調書作成手続の経緯

土地調書及び物件調書（以下、これらを「調書」という。）作成のため、令和X年X月X日から同月X日にかけて現地調査を行った。登記名義人の法定相続人全員に対し、令和X年X月X日付けで立会要請通知を発送し、同年X月X日に立会を実施した。

なお、署名押印を得られなかった法定相続人については、令和X年X月X日付けで〇〇市長代理人〇〇市〇〇部〇〇課職員から署名押印を得ている。

8 損失の補償について

(1) 土地に対する損失の補償

① 価格時点 事業認定の告示日 令和X年X月X日

② 補償金の算定根拠

補償金の積算に当たっては、以下の要綱等に準拠して算定した。

- ・「〇〇〇の公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和X年X月X日〇第X号）
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償基準」（昭和X年X月X日〇第X号）
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」（昭和X年X月X日〇第X号）
- ・「〇〇〇の公共事業の施行に伴う損失補償取扱要領」（昭和X年X月X日〇第X号）

③ 土地価格について

本件対象地の評価に当たっては、近傍類地の取引価格等を考慮して、起業者が算定した価格と、不動産鑑定士による鑑定評価額とを比較検討し、鑑定評価額をもって本件対象地の価格とした。

土地の所在	現況地目	m ² 当たりの価格（円）
宮城県〇〇〇〇〇〇字〇〇X番X	〇〇	X,XXX

④ 収用しようとする土地に対する損失補償金の算定方法

前記③の本件対象地の価格に収用しようとする土地の面積XXX.XX m²を乗じて得られた額をもって、損失補償金XXX,XXX円を見積もった。

⑤ 使用しようとする土地に対する損失補償金の算定方法

前記③の本件対象地の価格に、使用しようとする土地の面積XX m²を乗じ、年利率X%を乗じて1年当たりの使用料を求め、さらに使用期間を乗じて損失補償金XXX,XXX円を見積もった。

⑥残地に関する損失補償金の算定方法

本件対象地の用地取得においては、一団の土地の一部を取得するため、残地が生じることとなる。この場合、当該残地に関して利用価値の減少、価格の低下等の損失が生じるときは、これらの損失額を補償するものである。

本件対象地は〇〇であり、残地はこれまでどおり土地の継続利用が可能であることから、価格の低下は生じないと判断し、残地補償はなしとした。

⑦ 収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
なし

(2) 土地に対する損失の補償以外の損失の補償

①補償金の算定根拠

補償金の積算に当たっては、前記（１）②に掲げるもののほか、〇〇年度版補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会）等に準拠して積算した。

②立木に対する損失補償

収用しようとする土地には、土地所有者が所有する立木が存する。当該立木の補償については、取得に要する費用と移転料（伐採補償）との経済比較を行ったところ、移転料の方が多額となるため、土地収用法第 79 条上による物件の収用を請求することとし、物件の取得に要する価格をもって損失補償の額とした。

項目	土地収用法第 77 条による移転料の見積り	土地収用法第 79 条による取得に要する価格の見積り
立竹木	XXX 円	XXX 円

9 権利取得の時期及び明渡しの期限について

(1) 権利取得の時期

収用委員会の裁決の日の翌日から起算してXか月を経過した日

(2) 明渡しの期限

収用委員会の裁決の日の翌日から起算してXか月を経過した日

【起 20 号】

〇〇 第 XXX 号
令和 X 年 X 月 X 日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

土地収用法第 79 条の規定による物件の収用請求について

令和 X 年 X 月 X 日付け〇〇第 XXX 号で明渡裁決の申立てを行った一般国道 XXX 号改築工事（〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第 77 条による物件の移転料が、移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格を超えるため、土地収用法第 79 条による物件の収用を請求します。

記

- 1 土地収用法第 77 条による物件の移転料 金 XXX, XXX 円
- 2 土地収用法第 79 条による補償金額 金 XXX, XXX 円
- 3 添付資料
・ 補償金比較表

補 償 金 比 較 表

(単位：円)

項目	補償金見積金額	
	土地収用法第 77 条による 移転料の補償金見積り	土地収用法第 79 条による 収用の補償金見積り
建物		
機械工作物		
工作物		
立木	XX, XXX	XX, XXX
動産		
仮施設		
移転雑費		
営業補償		
祭し料		
産廃税		
計	XX, XXX	XX, XXX

【起 21 号】

〇〇 第 XXX 号

令和 X 年 X 月 X 日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県

上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

※ 1

土地所有者等変更についての意見書

令和 X 年 X 月 X 日付け〇〇第 XXX 号で裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行った一般国道 X X X 号改築工事 (〇〇〇地内から〇〇〇地内まで) 及びこれに伴う附帯工事について、下記のとおり変更します。

記

1 土地所有者 (物件所有者)

	氏名	住 所
(変更前)	宮城 太郎	宮城県〇〇市〇〇字〇〇 X 番 X 号
(変更後)	宮城 一郎	宮城県〇〇市〇〇字〇〇 X 番 X 号
	宮城 二郎	宮城県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 X 番 X 号
	用地 三郎	〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 X 番 X 号

2 変更理由等

上記、土地所有者宮城太郎は令和 X 年 X 月 X 日に死亡していることが確認された。そこで、戸籍等による調査を行ったところ、宮城一郎、宮城二郎及び用地三郎が宮城太郎の法定相続人であることが判明したため、上記のとおり変更する。

3 添付資料

- ・ 戸籍謄本 原本 4 人分及びその写し ※原本は還付を希望する。※ 2
- ・ 住民票 原本 3 人分及びその写し ※原本は還付を希望する。
- ・ 相続関係説明図

<記載上の注意事項>

- ※ 1 「土地所有者不明 ただし、登記名義人〇〇〇〇の法定相続人」などのように申請しており、その法定相続人の一部が死亡したような場合は、本様式の「土地所有者」の文字を「登記名義人〇〇〇〇の法定相続人」にするなどの適宜文字を置き換えて作成すること。
- ※ 2 戸籍は、被相続人の法定相続人を特定するために必要となるすべてを添付すること。なお、既に提出したものについては省略可。

【起 22 号】

〇〇第 XXX 号

令和 X 年 X 月 X 日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 ※1
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

住所変更についての意見書

令和 X 年 X 月 X 日付け〇〇第 XXX 号で裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行った一般国道 XXX 号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、下記のとおり変更します。

記

1 変更点

・ 土地所有者 宮城太郎の住所について	
(変更前)	宮城県〇〇市〇〇字〇〇×番×号
(変更後)	宮城県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇×番×号
異動年月日	令和 X 年 X 月 X 日

・ 関係人（抵当権者） 株式会社〇〇〇〇の住所について	
(変更前)	宮城県〇〇市〇〇×丁目×番×号
(変更後)	宮城県〇〇市〇〇字〇〇×番×号
異動年月日	令和 X 年 X 月 X 日

2 添付資料

住民票 原本 及び その写し ※原本は還付を希望する。

(法人の場合)履歴事項全部証明書 原本 及び その写し ※原本は還付を希望する。

【起 23 号】

〇〇第 XXX 号

令和 X 年 X 月 X 日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県

上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

明渡裁決の申立てに係る損失補償見積額についての意見書

令和 X 年 X 月 X 日付け〇〇第 XXX 号で明渡裁決の申立てを行った一般国道 XXX 号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る物件の損失補償見積額について、下記のとおり変更します。

記

- 1 変更理由
「補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会）」の改定があったため。
- 2 変更箇所
別添新旧対照表のとおり
- 3 添付資料
 - ・新旧対照表
 - ・改定された「補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会）」の該当部分写し

【起 24 号】

〇〇第 XXX 号
令和 X 年 X 月 X 日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

裁決手続開始登記の代位登記（前提登記）について（報告）

一般国道 XXX 号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係るこのことについては、土地収用法第 45 条の 2 の規定による裁決手続開始登記の代位登記（前提登記）として、分筆を完了しましたので、登記完了証及び全部事項証明書を添付して報告します。

記

土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	収用地 使用地 残地の別	地目		面積（㎡）		登記名義人	
		公簿	現況	公簿	実測	住所	氏名
1 番 2	収用地	山林	山林	98	98.76	宮城県〇〇市〇〇三丁目×番×	持分 2 分の 1 宮城 太郎
1 番 5	使用地	山林	山林	12	12.34	宮城県〇〇町〇〇字 〇〇×番×号 〇〇県〇〇市〇〇× 番×号	持分 2 分の 1 宮城 花子 上記代理人 宮城 一郎
1 番 6	残地	山林	山林	12	12.40		

※上記の土地は、同所旧 X 番 X（公簿 123 ㎡）から令和 X 年 X 月 X 日付け裁決手続開始決定を原因として、令和 X 年 X 月 X 日付けで、起業者により分筆されたものである。

<記載上の注意事項>

※ 土地を分筆した場合は、分筆の結果生じた収用地・使用地・残地すべてを記載すること。

【起 25 号】

〇〇第 XXX 号
令和 X 年 X 月 X 日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

起業者代理人の選任について

令和 X 年 X 月 X 日付け〇〇第 XXX 号で裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行った一般国道 XXX 号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る宮城県収用委員会の審理等に関して、下記の者を起業者代理人に選任し、土地収用法第 63 条に規定する行為を行わせることとしたので、土地収用法第 136 条の規定による書面を提出します。

記

宮城県〇〇土木事務所

総括課長補佐 宮城 一太郎 （みやぎ いちたろう）
用地班 課長補佐 用地 一太郎 （ようち いちたろう）
用地班 主査 用地 二太郎 （ようち にたろう） ※
用地班 主事 用地 三太郎 （ようち さんたろう）
道路建設班 技師次長 道路 一太郎 （どうろ いちたろう）
道路建設班 技師 道路 二太郎 （どうろ にたろう）

<記載上の注意事項>

※ 氏名にはふりがなも記載すること。

【特1号】

〇〇第XXX号
令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 ※1
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

裁 決 申 請 書

※2

令和X年X月X日事業の認定の告示があった一般国道XXX号改築工事(〇〇〇地内から〇〇〇地内まで)及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第39条第1項及び第44条第1項の規定により、添付書類の一部を省略して裁決を申請します。

<記載上の注意事項>

※1 起業者の代理人が申請する場合は、起業者の下に代理人の住所氏名を記載する。

(例) 起業者 東京都〇〇区〇〇〇×丁目×番×号
〇〇〇〇大臣 〇〇 〇〇
上記代理人 宮城県〇〇市〇〇区〇〇×丁目×番×号
〇〇〇〇整備局 〇〇 〇〇

※2 事業認可を受けた事業や申請地の手続保留を解除した事業で申請する場合は、下記の例より本文を作成する。

(事業認可の場合)

令和X年X月X日事業の認可の告示があった〇〇広域都市計画X・X・X号〇〇〇線について、土地収用法第39条第1項及び第44条第1項の規定により、添付書類の一部を省略して裁決を申請します。

(事業認定の手続保留解除の場合)

令和X年X月X日事業の認可の告示があり、令和X年X月X日手続開始の告示があった一般国道〇〇〇号改築工事(〇〇〇地内から〇〇〇地内まで)及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法第39条第1項及び第44条第1項の規定により、添付書類の一部を省略して裁決を申請します。

添 付 書 類 ※1

- 1 事業計画書
- 2 起業地及び事業計画を表示する図面
 - (1) 起業地位置図
 - (2) 起業地を表示する図面
 - (3) 事業計画を表示する図面
- 3 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在，地番及び地目
 - ロ 土地を使用しようとする場合においては，その方法及び期間
 - ハ 登記簿に現れた土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所
 - ニ 権利を取得し，又は消滅させる時期
- 4 代理権限を証する書面の写し（法第136条）※2

<記載上の注意事項>

※1 特例申請に当たり最低限必要な添付書類・項目を示したものになるため，【起9号】に記載された添付書類・項目のうち申請時点で提出可能なものについては，項目を適宜追加すること。

※2 事務委任などにより，起業者の代理人が申請する場合や起業者の代理人が土地調書・物件調書を作成する場合には，事務委任規則の写しなどの代理権限を証明する書類を添付すること。

【特3号】

〇〇第XXX号
令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 ※1
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

裁決申請書の添付書類の補充について（通知）

※2 令和X年X月X日事業認定の告示のあった一般国道XXX号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、令和X年X月X日付け〇〇第XXX号をもって、土地収用法第39条第1項及び第44条第1項の規定により、添付書類の一部を省略して裁決申請しましたが、裁決申請書の添付書類中省略された部分を同法第44条第2項の規定により、次のとおり補充します。

<記載上の注意事項>

※1～2 【特1号】の注意事項に同じ。

添 付 書 類

- 1 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 収用し，又は使用しようとする土地の所在，地番及び地目
 - ロ 収用し，又は使用しようとする土地の面積
 - ハ 土地を使用しようとする場合においては，その方法及び期間
 - ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所
 - ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳
 - ヘ 権利を取得し，又は消滅させる時期
- 2 土地収用法第36条第1項の規定による土地調書又はその写し
- 3 代理権限を証する書面の写し（法第136条） ※1
- 4 土地収用法施行規則第17条第2号イの規定による証明書 ※2
- 5 土地収用法施行規則第17条第3号の規定による積算の基礎を明らかにする書類

＜記載上の注意事項＞

- ※1 事務委任などにより，起業者の代理人が申請する場合や起業者の代理人が土地調書・物件調書を作成する場合には，事務委任規則の写しなどの代理権限を証明する書類を添付すること。代理がない場合は，この項目ごと削除すること。（次項以降の見出し番号は繰上げ）
- ※2 土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所について，起業者が過失なくして知ることができないものがある場合は添付が必要となる。該当がない場合は，この項目ごと削除すること。（次項の見出し番号は繰上げ）

【特5号】

〇〇第XXX号
令和X年X月X日

見積補償金支払書

用地 太郎 様

起業者 (住所) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
(氏名) 宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

令和X年X月X日付けで支払請求のあった補償金については、下記のとおり、土地収用法第46条の4第1項の規定により見積金を支払います。

記

- 1 支払に係る土地の所在、地番及び地目等
所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	地目		面積 (㎡)	
	公簿	現況	公簿	実測
X番X	宅地	宅地	XXX.XX	XXX.XX

- 2 支払に係る権利の種類及び内容
所有権

- 3 支払金額
金 X, XXX, XXX 円

- 4 積算の基礎
別紙のとおり

(備考)

- 1 法第46条の4第1項、法第90条の2、規則第17条の5参照。
2 「積算の基礎」については、単価、積算の対象となった地積、残地補償額等を明示して簡潔に分かりやすく書くこと。

令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

起業者 住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 氏名 宮城県
 上記代表者 宮城県知事 ○○ ○○

土地所有者 住所 宮城県○○市○○X丁目X番X
 氏名 宮城 太郎

関係人 住所 宮城県○○郡○○町○○字X番X
 氏名 ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

和解調書の作成について（申請）

令和X年X月X日付け○○第XXX号で、土地収用法第39条第1項の規定による裁決の申請をした一般国道XXX号改築工事（○○○地内から○○○地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件について、当事者の間で下記のとおり和解が成立したので、和解調書の作成を申請いたします。

記

1 和解が成立した土地の区域

所在 宮城県○○市○○字○○

地番	地目		面積 (m ²)		和解が成立した土地 の実測面積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
X番X	宅地	宅地	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX

2 損失の補償

土地所有者 宮城太郎に対し 金XXX,XXX円

関係人 ○○○○株式会社に対し 金X,XXX,XXX円

ただし、権利消滅補償 金XXX,XXX円

その他通常受ける損失の補償 金XXX,XXX円

3 補償金の支払期限 令和X年X月X日

4 権利取得の時期 令和X年X月X日

5 明渡しの期限 令和X年X月X日

(備考)

- 1 和解が成立した土地が収用し、又は使用しようとする土地の一部についてであれば、その旨を「1 和解が成立した土地の区域」の欄外に明記すること。
- 2 土地の明渡しのみときは、「2 損失の補償」については「2 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償」とする。
- 3 その他（使用の方法、使用の期間、加算金、過怠金、代替地による補償など。）あれば記入すること。

令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

起業者 住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 氏名 宮城県
 上記代表者 宮城県知事 ○○ ○○

土地所有者 住所 宮城県○○市○○X丁目X番X
 氏名 宮城 太郎

関係人 住所 宮城県○○郡○○町○○字X番X
 氏名 ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

和解調書の作成について（申請）

令和X年X月X日付け○○第XXX号で土地収用法第47条の2の3項の規定による明渡裁決の申立てをした一般国道XXX号改築工事（○○○地内から○○○地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件について、当事者の間で下記のとおり和解が成立したので、和解調書の作成を申請いたします。

記

1 和解が成立した土地の区域

所在 宮城県○○市○○字○○

地番	地目		面積 (㎡)		和解が成立した土地 の実測面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
X番X	宅地	宅地	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX

2 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償以外の補償

土地所有者 宮城太郎に対し 金XXX,XXX円

関係人 ○○○○株式会社に対し 金X,XXX,XXX円

ただし、権利消滅補償 金XXX,XXX円

その他通常受ける損失の補償 金XXX,XXX円

3 補償金の支払期限 令和X年X月X日

4 明渡しの期限 令和X年X月X日

(備考)

- 1 和解が成立した土地が、収用又は使用しようとする土地の一部の場合は、その旨を「1 和解が成立した土地の区域」の欄外において明記すること。
- 2 その他（工事の代行等）が、あれば記入すること。

【特8号】

〇〇第XXX号
令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

※

裁決の申請及び明渡裁決の申立ての一部取下げについて

令和X年X月X日付け〇〇第XXX号で裁決申請を行い、令和X年X月X日付け〇〇第XXX号で明渡裁決の申立てを行った一般国道XXX号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件について、一部の土地所有者と契約することができたため、契約を締結した一部の土地所有者についての裁決の申請及び明渡裁決の申立てを取下げます。

記

- 1 一部取下げを行う土地の表示
宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X号

- 2 一部取下げを行う土地所有者の氏名及び住所
持分2分の1
宮城 太郎
宮城県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇X番X号

<記載上の注意事項>

※ 裁決申請のみ行っており、明渡裁決申立てを行っていない場合は、標題及び本文の明渡裁決申立てに係る部分の記述を削除すること。

【特9号】

〇〇第XXX号
令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県
上記代表者 宮城県知事 〇〇 〇〇

※
裁決の申請及び明渡裁決の申立ての取下げについて

令和X年X月X日付け〇〇第XXX号で裁決の申請を行い、令和X年X月X日付け〇〇第XXX号で明渡裁決の申立てを行った一般国道XXX号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件について、土地所有者と契約することができたため、裁決申請及び明渡裁決の申立てを取り下げます。

<記載上の注意事項>

※ 裁決申請のみ行っており、明渡裁決申立てを行っていない場合は、標題及び本文の明渡裁決申立てに係る部分の記述を削除すること。

確 認 申 請 書

起業者 住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
 氏名 宮城県
 上記代表者 宮城県知事 ○○ ○○
 土地所有者兼関係人（物件所有者）住所 宮城県○○市○○X丁目X番X
 氏名 宮城 太郎
 関係人（抵当権者）住所 宮城県○○郡○○町○○字X番X
 氏名 ○○銀行株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

令和X年X月X日事業の認定の告示があった一般国道 XXX 号改築工事（○○○
 地内から○○○地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、協議が令和X年X
 月X日成立したので、別紙同意書を添えて、下記により、確認を申請致します。

記

1 協議が成立した土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 宮城県○○市○○字○○

地番	地目		面積 (㎡)		協議が成立した土地 の実測面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
X番X	宅地	宅地	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX

2 前項の土地所有者及び関係人の氏名及び住所

土地の所在 宮城県○○市○○字○○

地番	土地所有者		関係人		
	氏名	住所	氏名	住所	権利等の種類
X番X	宮城 太郎	宮城県○○市○○X 丁目X番X	○○銀行 株式会社 代表取締役 ○○ ○○	○○県○○郡○ ○町○○字X番 X	抵当権

3 協議によって取得し、又は消滅させる権利の種類及び内容

(1) 取得する権利の種類及び内容

土地の所在 宮城県○○市○○字○○

地番	取得する権利の種類及び内容	権利者の氏名
X番X	土地所有権	宮城 太郎

(2) 消滅させる権利の種類及び内容
 土地の所在 宮城県〇〇市〇〇字〇〇

地番	消滅させる権利の種類及び内容	権利者の氏名
X番X	抵当権	〇〇銀行株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

4 権利を取得し、又は消滅させる時期及び土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

(1) 権利を取得し、又は消滅させる時期

協議の確認があった日の翌日から起算してX箇月を経過した日

(2) 物件の引渡し又は物件の移転の期限

協議の確認があった日の翌日から起算してX箇月を経過した日

5 対償

(1) 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償金

イ 土地に対する損失補償金

土地所有者宮城太郎に対し、金 X, XXX, XXX 円

内訳

地番	地目		面積 (㎡)			土地価格 (㎡/円)	対償 (円)
	公簿	現況	公簿	実測	取得の協議が成立した土地		
X番X	宅地	宅地	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	X, XXX	X, XXX, XXX

ロ 土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償金

関係人(抵当権者) 〇〇銀行株式会社に対する損失補償は、個別に見積もることが困難であるため、土地に対する損失補償金に含める。

(2) 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償以外の損失補償金
 物件所有者宮城太郎に対し、金 XX, XXX, XXX 円

内訳

補償項目	対償 (円)			摘要
	消費税抜きの対償	消費税	対償合計	
建物移転料	XX, XXX, XXX	X, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	
工作物移転料	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	
立竹木移転料	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	
動産移転料	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	
移転雑費補償金	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	
		計	XX, XXX, XXX	

補償項目別内訳

別紙のとおり

(3) 対償の支払い期限及び方法

イ 支払い期限

協議の確認のあった日の翌日から起算してX箇月まで

ロ 支払い方法

土地所有者兼関係人（物件所有者）が指定する金融機関の口座に振込

令和X年X月X日

起業者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県

上記代表者 宮城県知事 ○○ ○○

宮城県収用委員会御中

(備考)

土地所有者及び関係人全員の同意を得たことを証する書類を添付する。

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、宮城県起業の一般国道 XXX 号改築工事（〇〇〇地内から〇〇〇地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る下記の事項を委任します。

記

- 1 代理人の住所・氏名等
住所 (〒XXX-XXXX)
宮城県〇〇市〇〇字〇〇X番X
氏名 宮城 太郎
電話 XXX-XXX-XXXX
- 2 委任する事項の範囲（どちらかにレを付けてください。）
 土地収用法に関する一切の権限（以下、選択不要です。）
 土地収用法に関する下記に指定する事項（委任する事項すべてに○を付けてください。）
ア 工事に係る土地収用法第36条の「土地調書物件調書の作成」に関する立会及び署名押印
イ 審理において、意見等を述べること
ウ 裁決申請事件に係る意見書の提出、意見の陳述
エ 今後の裁決手続（裁決書及び通知文書の受領を含む）に係ること
オ 裁決申請について、復代理人の選任に関する件
カ その他
- 3 添付書類
印鑑登録証明書
代理委任状に署名押印します。

令和X年X月X日

委任者（土地所有者兼関係人）

住所 (〒XXX-XXXX)

〇〇県〇〇市〇〇字〇〇XX番

氏名 用地 花子 印

電話 XXX-XXX-XXXX

(備考)

代理人が弁護士以外の場合、委任者の『印鑑登録証明書』の添付を要します。

令和X年X月X日

裁 決 申 請 請 求 書

起業者 宮城県

上記代表者 宮城県知事 ○○ ○○ 殿

請求人 住所 宮城県○○市○○三丁目○番○
氏名 宮城 太郎

土地収用法第39条第2項の規定によって、下記により、裁決申請を請求します。

記

1 土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目
宮城県○○市○○字○○	X番X	山林

2 権利の種類及び内容

所有権

(備考)

請求人が土地収用法39条2項に規定する土地所有者又は関係人であることを証する書面（登記簿の謄本、契約書の写し、土地所有者の証明書等）を添付する必要があります。

補償金支払請求書

令和X年X月X日

起業者 宮城県

上記代表者 宮城県知事 ○○ ○○ 殿

請求人 住所 宮城県○○市○○字○○X番X

氏名 ○○ ○○

土地収用法第46条の2第1項の規定によって、下記により、補償金の支払いを請求します。

記

1 土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目
宮城県○○市○○字○○	X番X	山林

2 権利の種類及び内容

所有権

(備考)

- 1 法第46条の2第1項、第3項、規則第17条の4、規則様式第10の2参照。
- 2 請求人が法第46条の2第1項に規定する土地所有者又は関係人であることを証する書面を添付する必要があります。ただし、裁決申請の請求と同時に行う場合は、裁決申請請求書に添付したもので兼ねることができます。

意見書

令和X年X月X日

宮城県収用委員会 御中

土地所有者

住所 ○○県○○市○○字○○

氏名 用地 花子

電話 XXX-XXX-XXXX

上記代理人^{*1}

住所 宮城県○○市○○字○○XX番

氏名 宮城 太郎

電話 XXX-XXX-XXXX

起業者宮城県が、裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行った一般国道XXX号改築工事(○○地内から○○○地内まで)及びこれに伴う附帯工事に関して、次のとおり意見を述べます。

- 1 提示された損失補償額及び補償方法に対する異議について
損失補償額が低すぎる。
添付資料のとおり1㎡当たりXX,XXX円が妥当だと思う。
- 2 権利の引渡時期及び明渡時期について
○○○のため、明渡しにはXか月必要である。
- 3 土地境界(建物・物件の所有状況)について^{*2}
異議はない。
- 4 その他

(備考)

- 1 事業認定に対する不服に関する事など、収用委員会の審理と関係がないものは意見書に記載することはできません(法63条第3項)。
- 2 ^{*1} 代理人が意見書を作成する場合のみ記入してください。この場合、委任者の委任状と印鑑登録証明書の添付が必要です。
- 3 ^{*2} 争いがある場合のみ記入してください。
- 4 意見は、理由も含めてできるだけ具体的に記入してください。

【チェックリスト1】

裁決申請又は明渡裁決の申立てを行う前に確認すべき項目のチェックリスト

事業計画について

- ① 事業認定(事業認可・承認)期間内の申請であるか。
- ② 事業認定時の事業計画と著しい変更が生じていないか。

収用しようとする土地の所在…権利関係, 利用状況について

- ① 土地調書及び物件調書の作成手続・内容は適正か。
(記載事項に遺漏がないか)
(立会通知は時間的余裕をもって通知しているか)
(代理人が署名押印する場合, 委任状が提出されているか)
(法 36 条の2や法 37 条の2の特例により調書を作成しようとする場合, 所定の要件を満たしているか。)
- ② 収用しようとする土地の境界に争いがないか確認しているか。
(土地境界確定図, 立会証明書, 買収丈量図等の確認)
- ③ 土地所有権等の権利関係の確認は十分に資料を収集し, 適正に行われているか。
(特に, 法定相続人を記載する場合, 収集すべき戸籍の漏れや, 法定相続人の認定に誤りがないか)
- ④ 権利者不明(住所・常居所不明や持分不明の場合を含む)で申請する場合, 「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン」などに則って十分な調査を行ったか。
- ⑤ (手続から外れることができる関係人の場合のみ)補償を要しない関係人(物件所有者等)から「確認書」を取得しているか。

土地及び明渡しに関する損失の補償について

- ① 損失補償の予算措置がされているか。
- ② 土地の価格時点は, 事業認定告示時(又は手続開始時)の価格で算定されているか。
(都市計画法の事業認可を受けた事業の場合, みなし告示日時点の価格となっているか。)
- ③ 明渡しに関する損失補償金は, 明渡裁決見込時点の価格によって算定されているか。
- ④ 損失補償額は, 根拠が示され, 適正に算出されているか。
- ⑤ 土地調書及び物件調書に照らし, 損失補償項目に漏れはないか。(電柱等に注意)
- ⑥ 残地が生じる場合, 補償額の見積りは, 適正になされているか。
(残地補償を行わない場合は, 補償を行わない理由を整理する必要がある。)

権利取得の時期及び明渡しの期限について

- ① 権利取得の時期及び明渡しの期限は, 補償金支払に要する期間や土地所有者等の明渡しに要する期間を考慮し, 適切に設定しているか。
- ② 条件付きの権利取得の時期等で申請しようとする場合, 明渡しの義務を負う者がいないことなどの所定の要件を満たしているか。

その他

- ① (国及び県以外の場合)申請手数料納付のための予算措置がなされているか。

【チェックリスト2】

裁決申請に当たっての申請図書のチェック項目

判 定	チェック項目	条文・様式
【裁決申請書】		起 9 号
<input type="checkbox"/>	◎裁決申請書は国土交通省令に定める様式に従っているか	§ 40 I 本文
<input type="checkbox"/>	◎裁決申請書（添付書類を含む）の提出部数は適切か 正本 1 部+副本 1 3 部+縦覧用（申請に係る市町村の数） ※縦覧用は参考資料を添付しない	法施行規則 § 16 // 様式第 10 【副本配付】 委員 7, 事務局 6
【添付書類】		
<input type="checkbox"/>	① 事業計画書	§ 40 I ① 起 10 号
	下記事項が記載されているか	規則 § 17 ① → § 3 ①～③
<input type="checkbox"/>	事業計画の概要	
<input type="checkbox"/>	事業の開始及び完成の時期	
<input type="checkbox"/>	事業に要する経費及びその財源	
<input type="checkbox"/>	事業の施行を必要とする公益上の理由	
<input type="checkbox"/>	収用・使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由	
<input type="checkbox"/>	起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由	
<input type="checkbox"/>	②起業地を表示する図面	§ 40 I ① 起 10 号
<input type="checkbox"/>	起業地の位置を表示する図面 →縮尺 1/25,000（ない場合は 1/50,000）	
<input type="checkbox"/>	起業地全体を表示する図面 →縮尺 1/100～1/3,000	
	<input type="checkbox"/> 収用部分は薄い黄色	
	<input type="checkbox"/> 使用部分は薄い緑色	
	<input type="checkbox"/> 物件がある場合は図示	
	<input type="checkbox"/> 収用（使用）しようとする物件又は収用（使用）しようとする権利の目的物が存する場合、当該目的物が存する土地部分は薄い赤色	
<input type="checkbox"/>	③事業計画を表示する図面	
<input type="checkbox"/>	縮尺 1/100～1/3,000（施設の位置、内容を明らかにする）	
<input type="checkbox"/>	申請に係る事業が事業認定の告示を受けた事業と同一か	§ 47 I ①
<input type="checkbox"/>	申請に係る事業計画が、事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なっていないか	§ 47 I ②
<input type="checkbox"/>	④ 市町村別に下記に掲げる事項を記載した書類	§ 40 I ②, 起 9 号
<input type="checkbox"/>	イ 収用（使用）しようとする土地の所在、地番及び地目	
<input type="checkbox"/>	収用（使用）しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合は、全部の面積を含む）	
<input type="checkbox"/>	ハ 土地を使用しようとする場合は、その方法及び期間	
<input type="checkbox"/>	ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所	
	<input type="checkbox"/> 法第 44 条第 1 項（裁決申請の特例）の規定により、登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載する場合には、その旨を明らかにしているか	
<input type="checkbox"/>	ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳	
	<input type="checkbox"/> 補償金算定の過程で 1 円未満の端数処理を行っている場合は、その根拠が明示されているか。	

	<input type="checkbox"/>	残地が発生する場合で、残地補償を行わない場合は、その理由を明記しているか。	
	<input type="checkbox"/>	ハ 権利を取得し、又は消滅させる時期	
<input type="checkbox"/>		⑤ 土地調書又はその写し	§ 40 I → § 36,37 規則 § 14, 起 2 号
	<input type="checkbox"/>	土地所有者ごとに作成されているか	
	<input type="checkbox"/>	起業者の氏名及び住所	
	<input type="checkbox"/>	事業の種類（及び名称）	
	<input type="checkbox"/>	起業地の収用（使用）の部分	
	<input type="checkbox"/>	事業認定（認可）の告示年月日	
	<input type="checkbox"/>	収用又は使用の手続保留した起業地があるときは、手続開始の告示年月日	
	<input type="checkbox"/>	土地所有者の氏名及び住所	
	<input type="checkbox"/>	関係人の氏名及び住所	
	<input type="checkbox"/>	土地の所在、地番、地目、地積、収用（使用）しようとする土地の面積、所有権以外の権利の種類及び内容、権利者の氏名、実地の状況	
	<input type="checkbox"/>	調書を作成した年月日	
	<input type="checkbox"/>	実測平面図の添付→縮尺 1/100~1/1,000	
	<input type="checkbox"/>	収用予定地は薄い赤色、使用予定地は薄い緑色で着色	
	<input type="checkbox"/>	土地調書に添付する実測平面図と、公図・地積測量図との間に相違はないか（折れ点の漏れがないかなど）	
	<input type="checkbox"/>	土地所有者及び関係人（又は代理人）の署名押印があるか	
	<input type="checkbox"/>	代理人が署名押印している場合は、代理権限を証明する書類を取得しているか	参考資料に添付 参考：土 1 号
	<input type="checkbox"/>	記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を付記して署名押印をしているか	
	<input type="checkbox"/>	土地所有者及び関係人のうち署名押印を拒んだ者がある場合は、市町村長（又は吏員）の立会及び署名押印がされているか	
	<input type="checkbox"/>	市町村吏員が署名押印している場合、委任状はあるか	起 4 号 土地調書に添付
	<input type="checkbox"/>	法 36 条の 2 の特例を利用している場合は、市町村の公告の写しを添付しているか。異議申出があった場合、異議申出書（又は写し）を添付しているか。	
	<input type="checkbox"/>	法 37 の 2 の規定により作成した場合は、その旨を記載しているか	
<input type="checkbox"/>	不要 <input type="checkbox"/>	⑥ 起業者代理人の代理権限を証する書面	§ 136 II, 140 I 参考：起 11 号
<input type="checkbox"/>	不要 <input type="checkbox"/>	⑦ 施行規則第 17 条第 2 号イの規定による証明書 ※④二を不明としている場合は、添付が必要	規則 17②イ 起 12 号
<input type="checkbox"/>		⑧ 施行規則第 17 条第 3 号の規定による積算の基礎を明らかにする書類	規則 17③ 起 13 号
【手数料】			
<input type="checkbox"/>	不要 <input type="checkbox"/>	◎手数料条例の規定に基づき算出した金額分の証紙が貼付されているか ※起業者が法 125 条ただし書に規定される国又は本県とみなされる場合は不要	§ 125 II 手数料条例 § 2 ・補償金の総額 _____ 円 ・手数料 _____ 円

↑ 明渡裁決申立の損失補償の額と合算

【チェックリスト3】

明渡裁決申立てに当たっての申立図書のチェック項目

判 定	チェック項目	条文・様式
【明渡裁決申立書】		起 14 号
<input type="checkbox"/>	◎明渡裁決申立書は国土交通省令に定める様式に従っているか	§47の3本文
<input type="checkbox"/>	◎明渡裁決申立書の提出部数は適切か 正本1部+副本13部+縦覧用（申請に係る市町村の数） ※縦覧用は参考資料を添付しない	法施行規則§17の7 // 様式第10の3 【副本配付】 委員7, 事務局6
【添付書類】		
<input type="checkbox"/>	① 市町村別に下記に掲げる事項を記載した書類	§47の3, 起 14 号
	<input type="checkbox"/> イ 土地の所在, 地番, 地目	規則§17の6
	<input type="checkbox"/> ロ 土地にある物件の種類及び数量	
	<input type="checkbox"/> ハ 土地所有者及び関係人の氏名, 住所	
	<input type="checkbox"/> ニ 明渡しに伴う損失補償の見積及びその内訳	
	<input type="checkbox"/> 補償金算定の過程で1円未満の端数処理を行っている場合は, その根拠が明示されているか。	
	<input type="checkbox"/> ホ 土地・物件の引渡し又は物件移転の期限	
<input type="checkbox"/>	② 物件調書又はその写し	§47の3Ⅱ→§36.37 規則§15, 起 3 号
	<input type="checkbox"/> 土地所有者ごとに作成されているか	
	<input type="checkbox"/> 起業者の氏名及び住所	
	<input type="checkbox"/> 事業の種類（及び名称）	
	<input type="checkbox"/> 起業地の収用（使用）の部分	
	<input type="checkbox"/> 事業認定（認可）の告示年月日	
	<input type="checkbox"/> 収用又は使用の手続保留した起業地があるときは, 手続開始の告示年月日	
	<input type="checkbox"/> 土地所有者の氏名及び住所	
	<input type="checkbox"/> 関係人の氏名及び住所	
	<input type="checkbox"/> 物件がある土地の所在, 地番, 物件の種類, 数量, 物件所有者の氏名, 所有権以外の権利の種類及び内容, 所有者以外の権利者の氏名, 実地の状況	
	<input type="checkbox"/> 調書を作成した年月日	
	<input type="checkbox"/> 建物実測平面図の添付→縮尺 1/50~1/500	
	<input type="checkbox"/> 建物の種類, 構造, 床面積, 耐用年数, 利用現況等の記載はあるか	
	<input type="checkbox"/> 1棟ごとに作成しているか	
	<input type="checkbox"/> 物件配置図の添付→縮尺 1/50~1/500	
	<input type="checkbox"/> 物件が収用地, 使用地, 残地のいずれの範囲に存するの分かるように作成されているか。	
	<input type="checkbox"/> 土地所有者及び関係人（又は代理人）の署名押印があるか	
	<input type="checkbox"/> 代理人が署名押印している場合は, 代理権限を証明する書類を取得しているか	参考資料に添付 参考: 土 1 号
	<input type="checkbox"/> 記載事項が真実でない旨の異議を有する者は, その内容を付記して署名押印をしているか	
	<input type="checkbox"/> 土地所有者及び関係人のうち署名押印を拒んだ者がある場合は, 市町村長（又は吏員）の立会及び署名押印がされているか	

	<input type="checkbox"/>	市町村吏員が署名押印している場合、委任状はあるか	起4号 物件調書に添付
	<input type="checkbox"/>	法36条の2の特例を利用している場合は、市町村の公告の写しを添付しているか。異議申出があった場合、異議申出書（又は写し）を添付しているか。	
	<input type="checkbox"/>	法37の2の規定により作成した場合は、その旨を記載しているか	
	<input type="checkbox"/>	既に作成した物件の内容が現況と著しく異なると認められるときは、新たに物件調書を作成しているか。この場合、従前の物件調書も添付しているか。	
<input type="checkbox"/>	不要 <input type="checkbox"/>	③ 起業者代理人の代理権限を証する書面	§136Ⅱ, 140Ⅰ 参考：起11号
<input type="checkbox"/>	不要 <input type="checkbox"/>	④ 施行規則第17条の6第1号の規定による証明書 ※①ハを不明としている場合は、添付が必要	規則17の6① 起12号
<input type="checkbox"/>	不要 <input type="checkbox"/>	⑤ 施行規則第17条の6第2号の規定による積算の基礎を明らかにする書類	規則17の6② 起15号
【手数料】			
<input type="checkbox"/>	不要 <input type="checkbox"/>	◎手数料条例の規定に基づき算出した金額分の証紙が貼付されているか ※起業者が法125条ただし書に規定される国又は本県とみなされる場合は不要 ※裁決申請と同時に申し立てた場合は、不要	§125Ⅱ 手数料条例§2 ・補償金の総額 _____円 ・手数料 _____円

↑ 裁決申請と同時に申請の場合は記載不要

参考資料のチェック項目

- 事業認定告示又は都市計画事業認可若しくは承認の告示の写し
-
- 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
-
- 公図の写し
-
- ^{不要}
 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
-
- 土地所有者及び関係人の氏名・住所等を証する書類（住民票など）
住民票，戸籍謄本（附票），法人登記事項証明書，在留証明書，住民票の住所と居所が異なることを示す説明書（起16号），その他（ ）
-
- ^{不要}
 相続等が開始している場合，相続等を証する書類
戸籍謄本，相続関係説明図（法定相続分入り ※持分を不明とする場合でも記入が必要），遺言書，遺産分割協議書（印鑑証明書付），特別受益証明（印鑑証明書付），寄与分協議書（印鑑証明書付），家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書，その他（ ）
-
- ^{不要}
 土地所有者及び関係人を代理する者がいる場合，代理権限を証する書類
-
- 申請に至った理由・交渉の経過が分かる資料 起17号
-
- 判決の申請の損失補償見積額の積算資料（補償金算定調書，土地鑑定評価書等）起18号
-
- ^{不要}
 明渡裁判申立ての損失補償見積額の積算資料（補償金算定調書，補償単価表等）
-
- 土地境界確定図の写し
-
- 周辺地図
-
- 現地写真
-
- 審理における起業者説明資料 起19号
-
- 法79条による物件の収用請求書等 起20号
-
- ^{不要}
 その他，裁判申請書，明渡裁判申立書及びこれらの添付書類の内容について説明する資料
確認書 起5号
DV等による申請書等への現住所不記載申出書 起6号及び起7号
土地調書等作成の権利者変更についての説明書 起8号
裁判申請請求書の写し 土2号
補償金支払請求書の写し 土3号，見積補償金支払書の写し 特5号
土地又は物件に関して所有権又は所有権以外の権利を有することを証する書類（契約書の写しなど）
その他（ ）

土地収用制度のあらまし

起業者とは

空港や鉄道、道路や橋、上水道や下水道、これらの「公共の施設」には様々なものがあり、私たちの生活に深くかかわっています。公共の施設を整備するのは、主に国や地方自治体（県・市町村）ですが、事業によっては民間団体（電力会社、高速道路会社など）が整備を行なうこともあります。土地収用制度においては、これらをまとめて「起業者」と呼んでいます。

収用とは

起業者は、施設の目的や規模などの条件によって施設を整備するために必要な土地を選び、その所有者の方々に説明や交渉を行い、対価を支払うなどして、これらを取得します。

しかし、金額の面で折合いがつかなくなったり、土地の所有者が不明などの理由で、土地の取得ができず、施設が整備されないままになってしまうことがあります。

このようなときのために「土地収用法」が制定されており、起業者が、この法律によって、損失の補償を条件にして必要な土地を強制的に取得することを「収用」といいます。（注：土地収用法では、「収用」だけでなく、「使用」も含めて定めています。）

事業認定とは

ただし、収用は簡単に行われるものではなく、土地収用法に規定される段階を踏んで詳細に審査されます。

そのうち、国土交通大臣又は県知事が、起業者の施行する事業について、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるか」などを審査し、起業者に土地を収用できる権利を与える処分を「事業認定」といいます。（都市計画事業の場合には、事業認可又は承認をもって、事業認定を受けているものとみなされます。）

収用委員会とは、裁決とは

事業認定後、起業者から裁決申請・明渡裁決の申立てがあった場合、「補償される金額は適正か」などについて審査する機関が「収用委員会」です。

収用委員会は、法律、経済、行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命した7人の委員によって構成されており、知事から独立し、公正中立な立場に立って、意見を聞いたり、調査を行ったりした上で、起業者と土地所有者・関係人の主張について、最終的な判断をします。

これを「裁決」といい、収用委員会が正当と判断した補償の内容などが示されます。